

第7期  
鎌ヶ谷市  
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
【平成30年度～平成32年度】

<素案>

平成30年 月

鎌 ヶ 谷 市





— 目 次 —

【第1部 総論】	1
第1章 基本的事項	3
1 計画策定の背景・趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画を取り巻く動向	5
4 計画の基本理念	6
5 計画の期間	7
6 計画の策定体制	7
7 計画の進行管理及び評価	7
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	8
1 高齢者数や高齢化の状況	8
(1) 総人口の推移	8
(2) 高齢者人口等の推移	9
2 要支援・要介護認定者数の状況	10
(1) 要支援・要介護認定者数の推移	10
(2) 要介護度別認定者数の推移	11
3 日常生活圏域	12
4 第7期計画に向けた課題	15
第3章 これまでの取組状況	16
1 介護保険事業の状況	16
(1) 予防給付サービス	16
(2) 介護給付サービス（居宅サービス）	19
(3) 施設サービス	22
(4) 地域密着型介護予防サービス	24
(5) 地域密着型サービス	26
第4章 施策の体系	28
【第2部 各論】	30
第1章 活力ある高齢者の活動支援	32
1 地域活動への参加支援	32
2 高齢者の就労支援	33
3 生きがいづくりの推進	34
第2章 地域包括ケアシステムの深化・推進	35
1 在宅医療・介護連携の推進	38
2 認知症施策の推進	40
3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	42
4 高齢者の居住安定に係る施策との連携	44
5 地域包括支援センターの機能強化	45

第3章 介護サービス等の充実	46
1 予防給付サービス	47
2 介護給付サービス（居宅サービス）	54
3 介護給付サービス（施設サービス）	61
4 地域密着型サービス	63
(1) 地域密着型サービスの概要	63
(2) 地域密着型サービスの基盤整備	64
(3) 地域密着型介護予防サービス	69
(4) 地域密着型サービス	71
5 市特別給付	75
第4章 介護サービスの事業量等の見込み	76
1 介護サービスの利用見込量の推計	76
(1) 介護予防サービス・介護予防地域密着型サービス	76
(2) 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス	77
第5章 地域支援事業の事業量等の見込み	78
1 地域支援事業の編成	78
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	78
(2) 包括的支援事業	78
(3) 任意事業	78
2 地域支援事業の実施内容	79
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	79
(2) 包括的支援事業	81
(3) 任意事業	82
3 地域支援事業の事業量・事業費の見込み	83
(1) 地域支援事業の事業量の見込み	83
(2) 地域支援事業の事業費の見込み	88
第6章 介護保険事業の規模と保険料	89
1 介護保険事業にかかる総費用の見込み	89
(1) 介護保険事業にかかる総費用の見込み	89
(2) 第1号被保険者の負担割合	89
2 保険料の設定	90
第7章 介護保険事業の適正な運営	93
1 保険者機能の強化	93
2 介護サービスの質の向上	94
3 事業評価の仕組み	95
4 低所得者への配慮	95
5 相談・苦情体制の整備	96
【資料編】	98
資料1 計画策定の体制・経緯	100
1 鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会委員名簿	100

2	策定の経緯.....	101
資料2	計画策定のためのアンケート調査概要.....	102
1	調査の概要.....	102
2	調査結果の概要.....	104

# 【第 1 部 総論】





# 第1章 基本的事項

## 1 計画策定の背景・趣旨

平成12年度に介護保険制度がスタートしてから18年が経過しようとしています。その間、わが国では高齢化が一層進展し、福祉等のニーズは増大、かつ多様化が進んできました。

介護保険制度についても、施行以来、数度にわたる改正を経て、さまざまな高齢者や社会的ニーズへの対応、中・長期的な視点に基づく高齢者を取り巻く環境づくりに取り組んできたところです。

こうしたなか、平成23年の制度改正では、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めるものとし、医療と介護の連携強化、介護人材の確保とサービスの質の向上などが、地域に根ざした視点で、より包括的に進めることとされ、本市においても地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

このほか、認知症の人や一人暮らし、高齢者のみの世帯など、より困難な状況に置かれた人への支援ニーズの高まり、さらには、医療等も含めた社会保障需要の増大により、保険制度としての持続可能性をどのように維持していくかなど、これからの高齢者を取り巻く環境づくりをより一層、総合的な観点から充実させていくことが求められています。

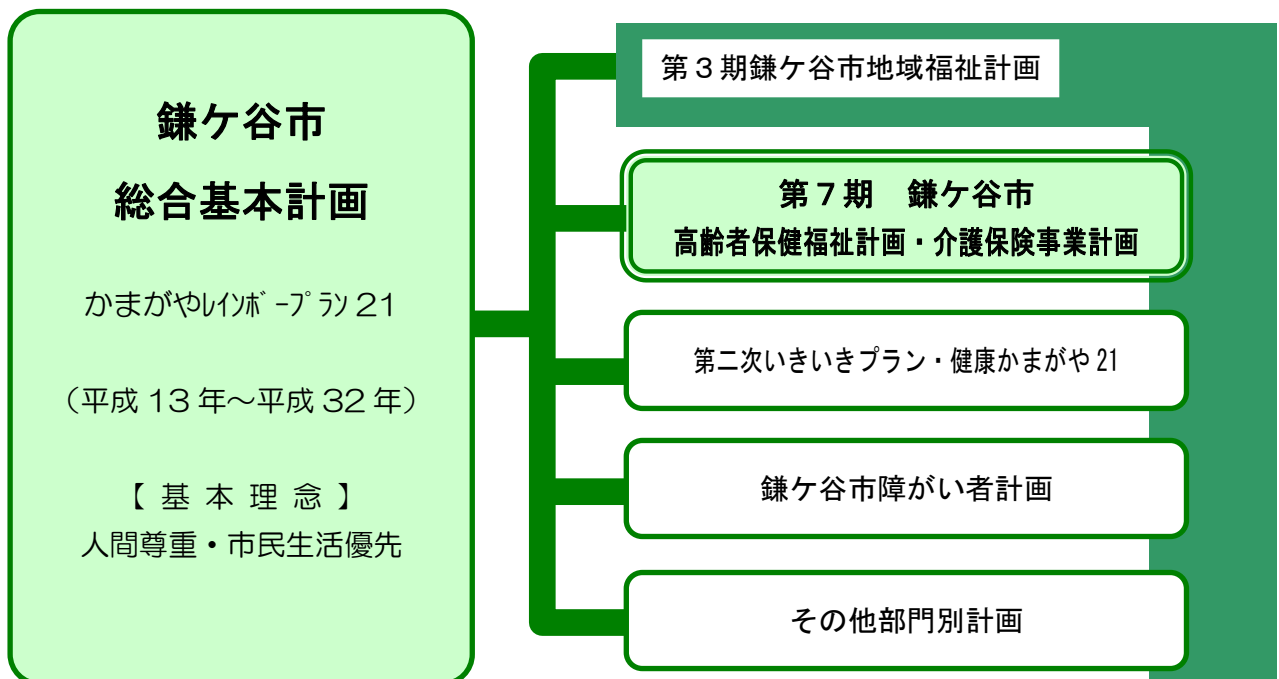
さらに、生活支援など、比較的軽度の要支援者に対しては、従来 of 保険制度の枠組みを発展的に解消し、地域が主体となった自主的な活動によって、自立支援や重度化の抑制、介護予防の促進などを図っていく、いわゆる総合事業の推進等、地域に根ざした活動の必要性・方向性がより一層明確になってきています。

本市では、こうした背景や国等の動向を踏まえつつ、高齢者の自立や安全・安心なふるさととしてのあり方を展望するものとして、このたび第7期となる、鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である鎌ヶ谷市総合基本計画のもと、他の部門別計画との整合を図りながら、高齢者の保健及び福祉に関する施策の体系を明らかにするものです。また、本計画においては、高齢者の生活圏域での生活の継続性の視点から、鎌ヶ谷市地域福祉計画及び第二次いきいきプラン・健康かまがや21との整合性には特に配慮しています。

### ◆第7期計画の位置づけ



### 3 計画を取り巻く動向

---

平成30年度から始まる本計画（第7期計画）は、次のような制度改正等の動向を踏まえたものとなります。（主な動きを取り上げています。）

#### ○地域包括ケアシステム構築に向けた、点検・評価・改善

国は、第7期となる本計画について、団塊の世代が75歳以上になる2025年（平成37年）までに地域包括ケアシステムを構築するための「点検・評価・改善」につなげる重要な計画であると位置づけています。

介護保険サービス量や給付費の推移を踏まえ、地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域包括支援センターを中心とした「仕組みやネットワークづくり」が目標に向かって順調に進んでいるかなどについて把握・点検し、改善点を洗い出していくことが重要であるとしています。

#### ○保険者機能の強化

介護保険の保険者である、市区町村等の機能の強化（地域マネジメント力向上）をめざし、各保険者が、地域の実態把握・課題分析を確実にを行い、それに基づいた適切な計画づくりと実行、及び定期的な進行管理を行いながら計画を推進すること（PDCAサイクルによる計画推進）を可能とするため、国が提供する「見える化」システムの有効活用や、地域間比較を意識した実態調査の実施を提案しています。

#### ○応能負担の見直し

原則1割となっている介護保険の自己負担について、これまで、現役並み等、一定の所得がある方については2割負担となっていました。第7期（2018年8月）からは、さらに一定水準以上の所得（合計所得金額220万円以上（単身で年金収入のみの場合、344万円以上））がある方について、自己負担が3割に引き上げられることとなりました。

## 4 計画の基本理念

鎌ケ谷市は、人間尊重・市民生活優先を基本理念とし、すべての高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らしていけるよう「健康で生きがいのある福祉・学習都市をめざして」を基本目標に施策を展開してきました。第7期計画においても、これらの理念及び基本目標を継承していきます。

### 健康で生きがいのある 福祉・学習都市をめざして

#### ◆3つの基本目標

##### ◎健康長寿を喜び合える明るい活気に満ちたまちをめざして

高齢者がいつまでも健康を維持し、生きがいを持って社会に参加し続けられ、長寿を喜び合える、明るい活気に満ちた地域社会をつくれます。

##### ◎生きがいを持ち、支え合い、安心して生活できるまちをめざして

高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活を送れるよう、行政と民間事業者及び地域住民とが、相互理解と信頼に基づいた連携による支え合いの仕組みを構築し、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた、安心して生活できる地域社会をつくれます。

##### ◎心豊かな福祉のまちをめざして

あらゆる高齢者が、いつ、いかなる場合においても、個人としての尊厳を保障され、自由な意思と選択に基づいて暮らしていける、人権が守られる地域社会をつくれます。

## 5 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、高齢化や高齢者ニーズの変化等、さまざまな動きは今後も続くものであることから、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）頃のあり方等、中・長期的な視点についても踏まえたものとしています。

なお、今後の社会情勢等の変化により、必要に応じて見直すこととします。

### ◆計画の期間

年度	平成 27	28	29	30	31	32	33～
第6期計画	■	■	■				
第7期計画 (本計画)			□ 見直し	■	■	■	→ (中・長期的な視点も踏まえる)
次期計画 (予定)						□ 見直し	■ ■ ■

## 6 計画の策定体制

学識経験者や保健医療関係者、福祉関係者及び被保険者代表等で構成する「鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会」の審議を経て、アンケート調査、パブリックコメントにより得られた意見等を反映させて策定しています。

## 7 計画の進行管理及び評価

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を着実に実現していくためには、計画の進捗状況を明確に把握し、点検する体制が必要となります。

- 「鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会」において、事業運営の検証を行い、介護保険事業の運営状況を随時把握します。
- 将来的に、より専門的かつ客観的な事業の評価が行えるよう検討します。

## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

### 1 高齢者数や高齢化の状況

#### (1) 総人口の推移

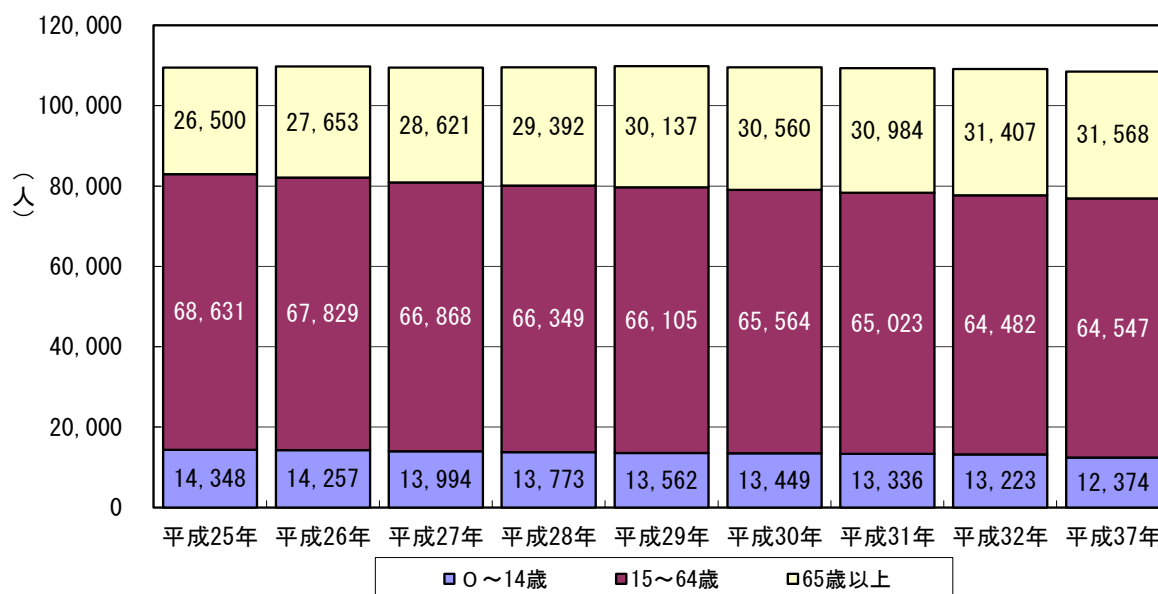
平成29年までの総人口の推移をみると増加傾向にあり、平成29年には109,804人となっています。

年齢3区分の内訳をみると、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、15～64歳の生産年齢人口や0～14歳の年少人口については減少傾向にあります。

65歳以上の高齢者人口は平成29年に比べ、平成32年には1,270人増加し、31,407人となっています。こうした傾向は今後も続き、平成37年には高齢化率が29.1%になることが見込まれます。

#### ◆総人口の推移（単位：人）

	実績値 (H25-29)					推計値			
						第7期 (H30-32)		(H37)	
計	109,479	109,739	109,483	109,514	109,804	109,573	109,343	109,112	108,489
高齢化率(%)	24.2%	25.2%	26.1%	26.8%	27.4%	27.9%	28.3%	28.8%	29.1%



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

（推計値については、鎌ヶ谷市人口ビジョンを基に算出）

(2) 高齢者人口等の推移

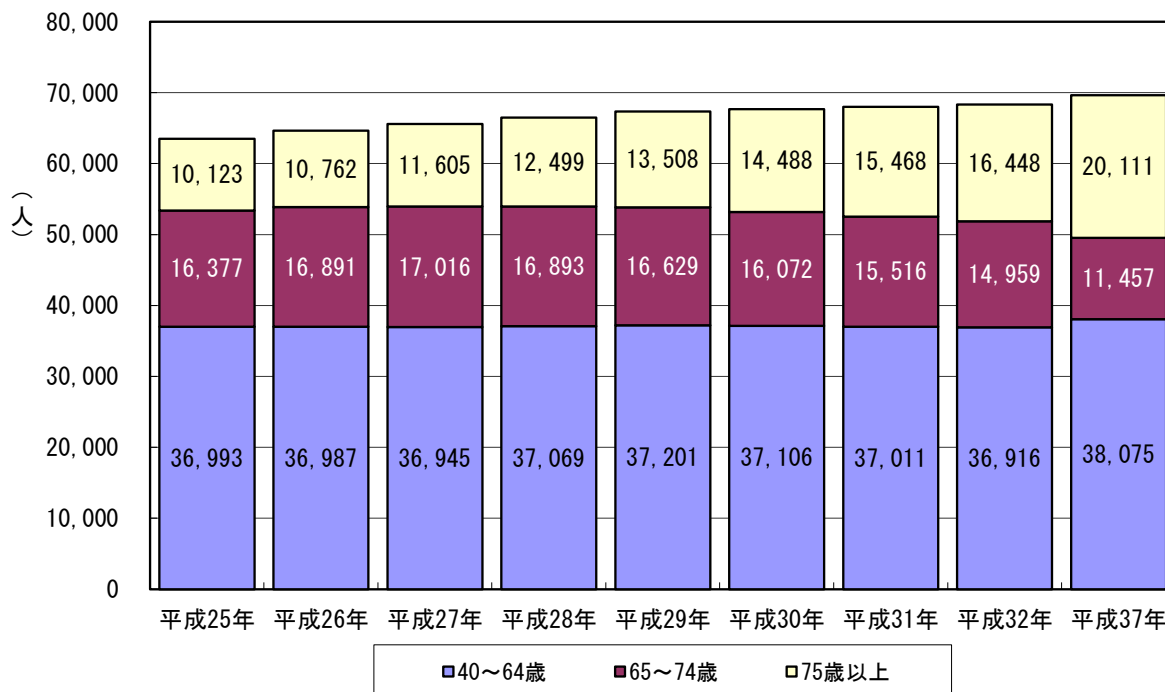
高齢者及び40～64歳の第2号被保険者数の推移をみると、40～64歳人口は横ばいの傾向にあるものの高齢者人口は増加するものと予想され、特に75歳以上の後期高齢者が増加するものと見込まれています。

75歳以上の後期高齢者は、平成29年には13,508人でしたが、平成32年には2,940人増の16,448人と見込まれています。

今後についても、高齢者層、特に75歳以上の高齢者の割合が高まることを見込まれ、平成37年には75歳以上の人口は20,111人、総人口に占める割合は、18.5%になるものと見込まれています。

◆高齢者人口等の推移（単位：人）

	実績値 (H25-29)					推計値			
						第7期 (H30-32)		(H37)	
計	63,493	64,640	65,566	66,461	67,338	67,666	67,995	68,323	69,643



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）  
（推計値については、鎌ヶ谷市人口ビジョンを基に算出）

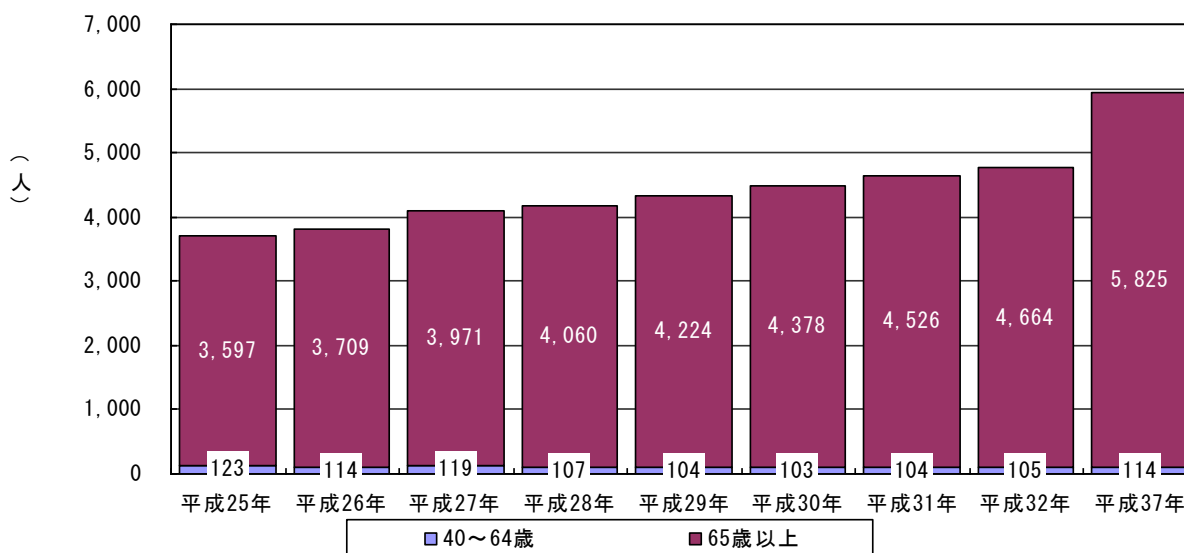
## 2 要支援・要介護認定者数の状況

### (1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、増加傾向となっており、今後も高齢化の進展等により、こうした傾向が続くことが見込まれます。

◆要支援・要介護認定者数の推移（単位：人）

	実績値 (H25-29)					推計値			
						第7期 (H30-32)			(H37)
計	3,720	3,823	4,090	4,167	4,328	4,481	4,630	4,769	5,939



資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

（推計値については、国「見える化システム」を用いた算出結果）

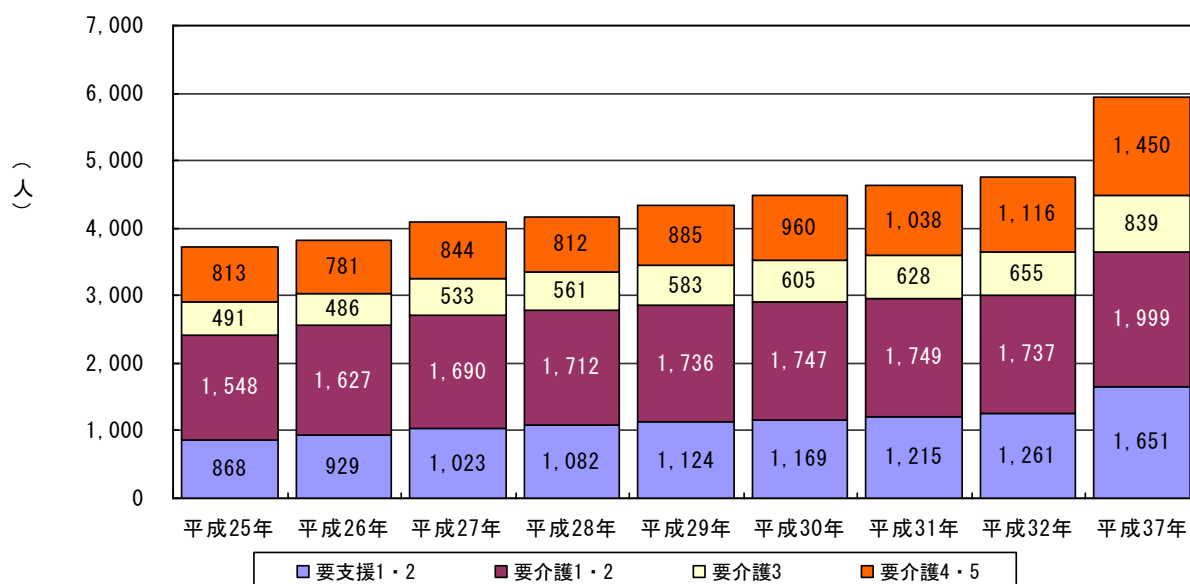


(2) 要介護度別認定者数の推移

平成27～29年までの推移をみると、認定者の中では「要支援1・2」の増加傾向が目立っており、要支援者を対象としたサービスの充実が必要になるものと思われます。

◆要介護度別認定者数の推移（単位：人）

	実績値 (H25-29)					推計値			
						第7期 (H30-32)			(H37)
計	3,720	3,823	4,090	4,167	4,328	4,481	4,630	4,769	5,939



資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

（推計値については、国「見える化システム」を用いた算出結果）

### 3 日常生活圏域

地域に密着したケアの実施や認知症高齢者のケアの充実を図るため、日常生活圏において様々なサービス拠点のネットワーク構築が必要とされています。そのため、第3期計画からサービス提供基盤整備の基礎的単位となる日常生活圏域を設定しました。

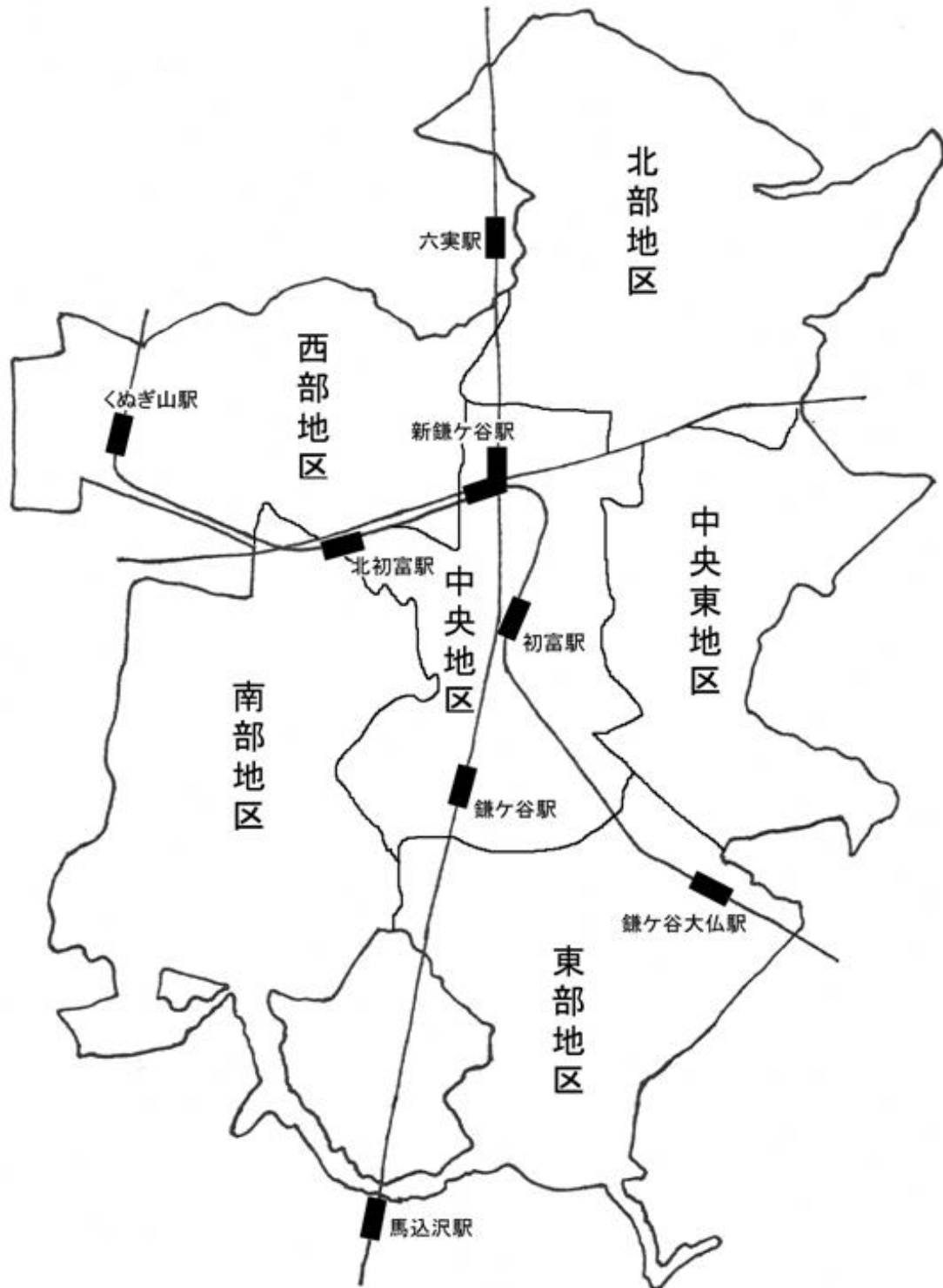
「日常生活圏域」の設定については「介護サービスと様々な地域資源が有機的に結びつき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにすること」を基本的な考え方として、6エリアで設定しています。

その理由として、すでに市のコミュニティエリアとして市民にも馴染みがあり、地域活動の単位として利用されていること、市の計画（都市計画マスタープランの地域別構想や地域福祉計画における中域福祉圏）にも位置づけられていることから、第7期計画においても引き続き6圏域（中央地区・中央東地区・東部地区・西部地区・南部地区・北部地区）を日常生活圏域とします。

#### ◆日常生活圏域の区分

地 区	町名・番地
中央地区	道野辺中央、道野辺本町、初富本町、右京塚、南初富4～6丁目、中央、富岡、初富（928～931番地）、新鎌ヶ谷
中央東地区	東鎌ヶ谷、東初富、南初富1～3丁目、初富（700～927番地）
東部地区	丸山、鎌ヶ谷、東道野辺2～7丁目、南鎌ヶ谷
南部地区	東中沢、東道野辺1丁目、西道野辺、馬込沢、道野辺、中沢、北中沢、中沢新町
西部地区	くぬぎ山、粟野（426～538番地）、佐津間（1300～1400番地）、串崎新田、北初富、初富（1～399番地・1300番地～）
北部地区	粟野（1～425番地・539番地～）、佐津間（2番地～1299番地）、中佐津間、西佐津間、南佐津間、軽井沢

◆日常生活圏域



【第1部 総論】

◆日常生活圏域の基本データ（平成29年10月1日現在）

	人口 (a)	高齢者 人口 (b)	高齢化率 (b/a)	認定者数 (c)	総認定率 (c/b)
中央地区	26,042	5,605	21.5%	945	16.9%
中央東地区	18,760	5,975	31.8%	816	13.7%
東部地区	27,074	7,948	29.4%	1,093	13.8%
南部地区	20,260	5,684	28.1%	786	13.8%
西部地区	9,659	2,561	26.5%	370	14.4%
北部地区	8,009	2,364	29.5%	318	13.5%
合計	109,804	30,137	27.4%	4,328	14.4%

◆日常生活圏域別の介護サービス事業所・高齢者福祉施設（平成29年10月1日現在）

区分	介護サービス事業所・介護保険施設等														高齢者福祉施設						計			
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護ステーション	通所介護	訪問リハビリテーション	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	グループホーム	有料老人ホーム	特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設	小規模多機能型居宅介護	居宅介護支援事業所	介護予防支援事業所	ケアハウス	在宅介護支援センター	社会福祉センター		シルバー人材センター	老人憩の家	ゲートボール場
中央	12	1	2	9	0	1	4	1	1	1	4	0	1	0	0	9	0	0	1	0	1	0	1	49
中央東	4	0	1	11	0	2	3	0	1	0	1	2	0	0	0	6	0	0	0	1	0	1	2	35
東部	4	1	1	6	0	0	1	0	3	1	1	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	1	1	27
南部	3	0	0	7	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	9	1	0	0	0	0	1	2	26
西部	1	0	2	3	1	2	2	1	0	1	2	1	1	1	0	5	2	1	0	0	0	3	0	29
北部	0	0	0	3	0	0	3	0	0	1	0	2	0	0	0	5	0	0	0	0	0	1	0	15
計	24	2	6	39	1	5	14	2	5	4	9	6	2	1	1	40	3	1	1	1	1	7	6	181

## 4 第7期計画に向けた課題

---

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、高齢者が重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築するためには、地域のニーズに沿った多様なサービスの実現に向け、地域課題の共有と地域資源の活用が必要です。

第6期計画においても、地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んできましたが、多様な生活支援・介護予防サービスの実現に向け、ボランティアなどの生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化などを行うための体制の充実・強化が求められています。

また、高齢者が現在の状況を維持して生活していくためには、介護予防が重要です。社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、地域の担い手として活躍できる仕組みづくりが必要です。

また、平成29年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業では、これまでのサービスに加えて、住民等の多様な主体による柔軟な取り組みにより、多様なニーズに対するサービスの充実と高齢者の社会参加の促進と予防事業の充実、重度化予防の推進により要支援・要介護状態とならない高齢者の増加による費用の効率化を図ることが求められています。

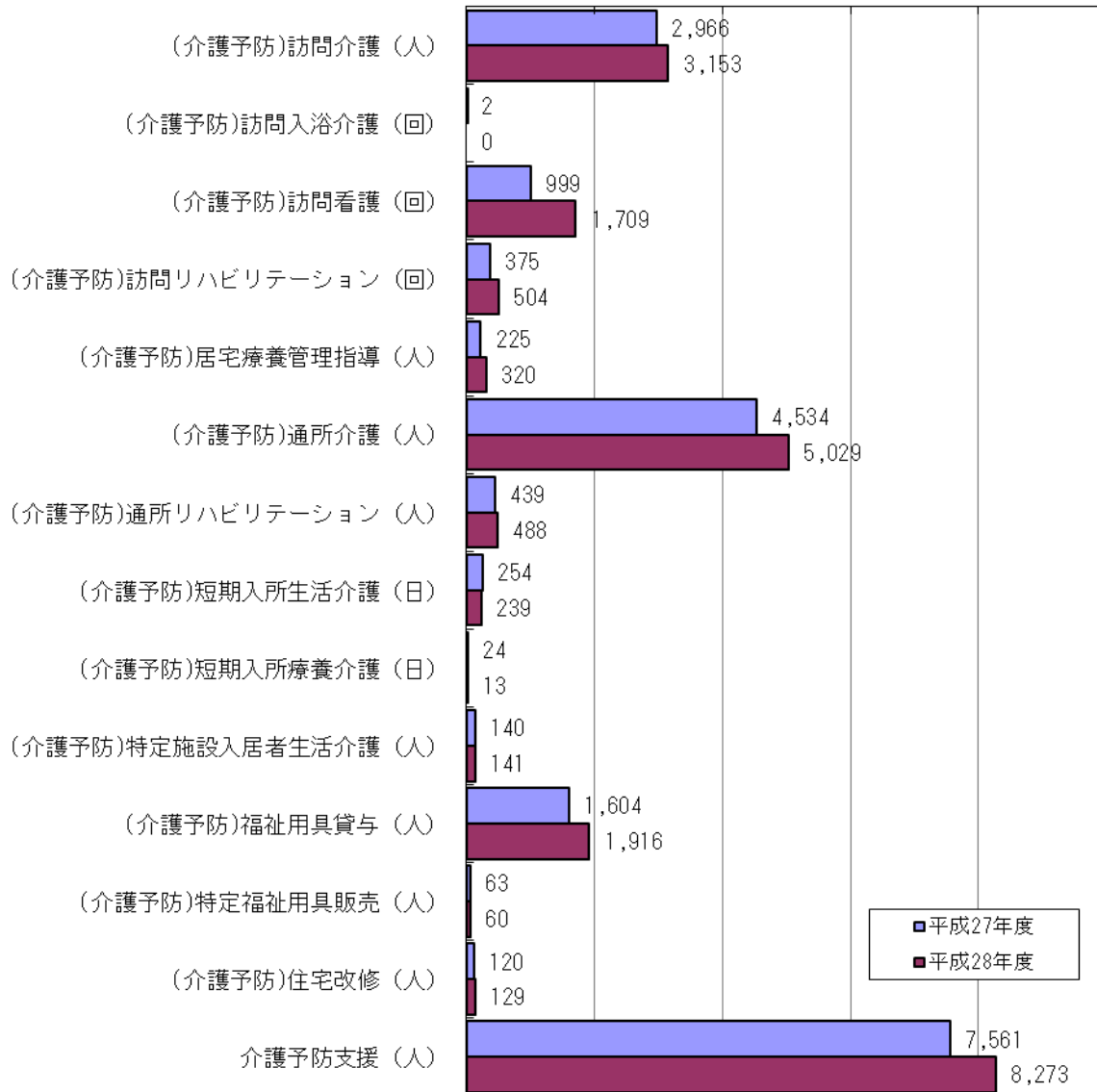
一方で、計画値と実績値が大きくかい離している事業が多く見受けられることから、原因を分析した上での新たな施策の展開が課題となっています。

## 第3章 これまでの取組状況

### 1 介護保険事業の状況

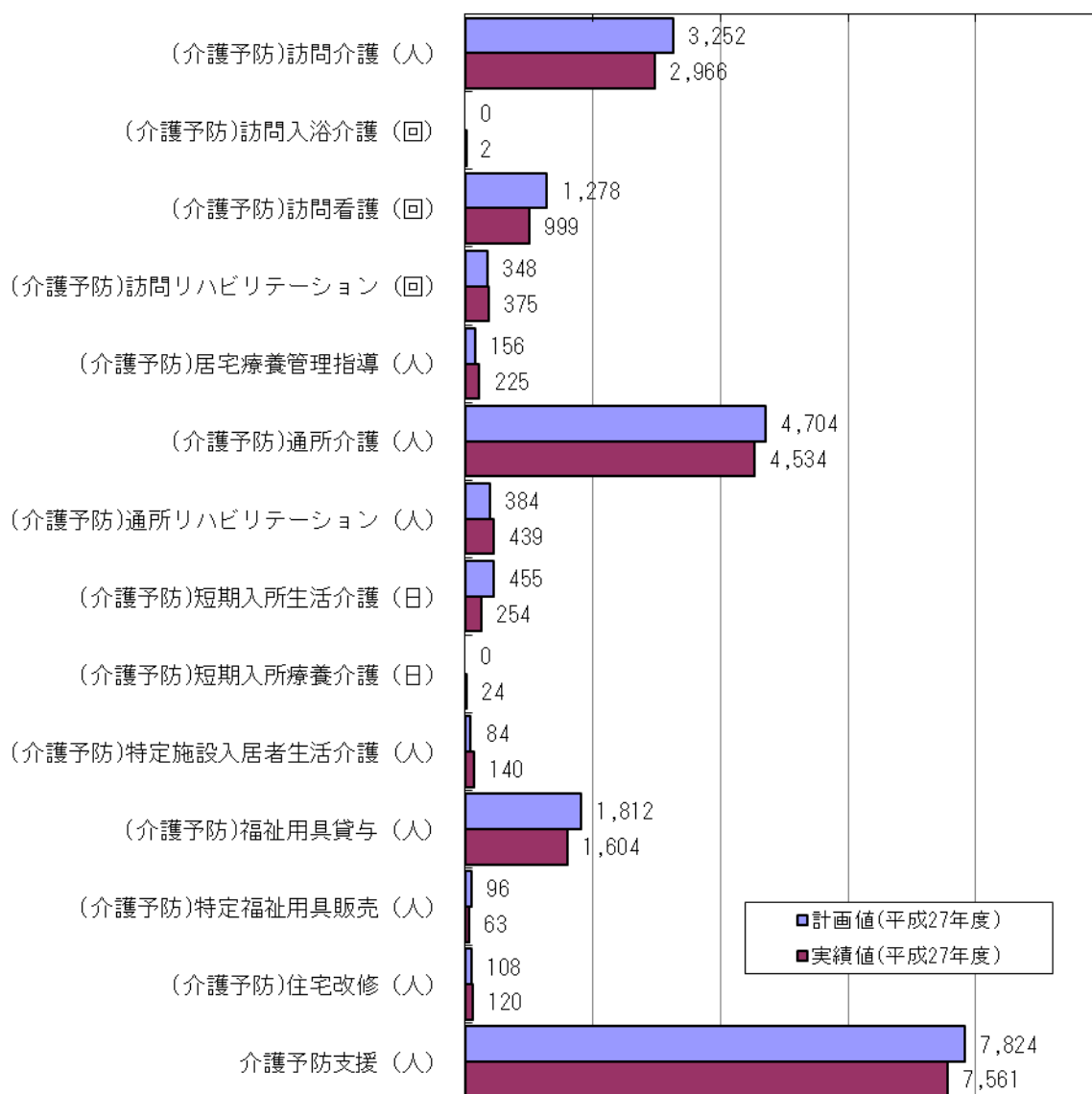
#### (1) 予防給付サービス

##### ア サービス利用量の推移



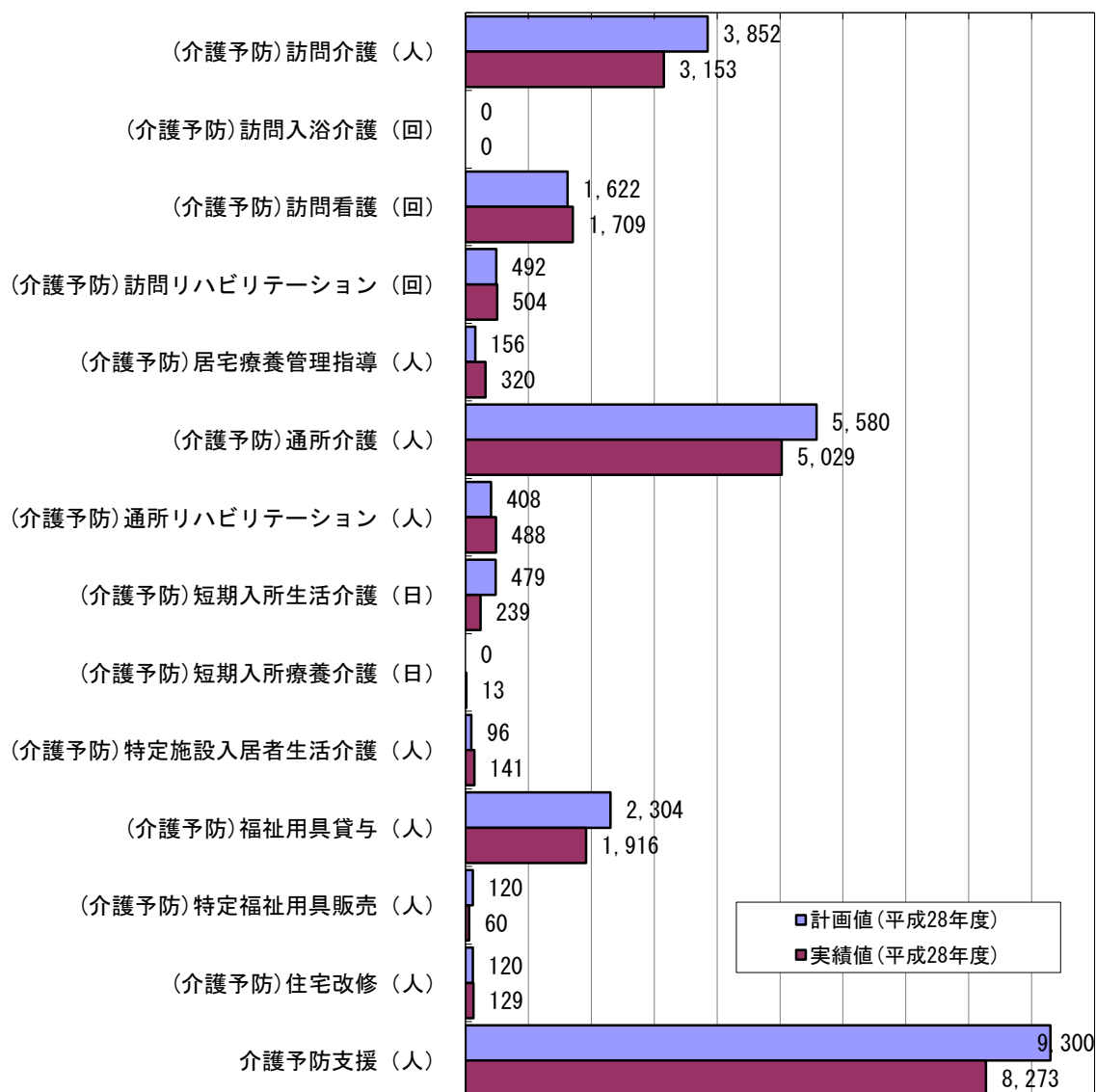
居宅介護予防サービスの第6期計画の期間内の利用量の推移を見ると、「介護予防支援」、「介護予防通所介護」「介護予防訪問介護」などの主なサービスを中心に、利用が増加しています。

イ 第6期計画における計画値と実績値の比較 <平成27年度>



平成27年度の居宅介護予防サービスの利用量について、計画値と実績値を見ると、「介護予防支援」、「介護予防通所介護」「介護予防訪問介護」などの主なサービスを中心に、計画における想定に比べ、若干下回る状況となっています。

ウ 第6期計画における計画値と実績値の比較 <平成28年度>



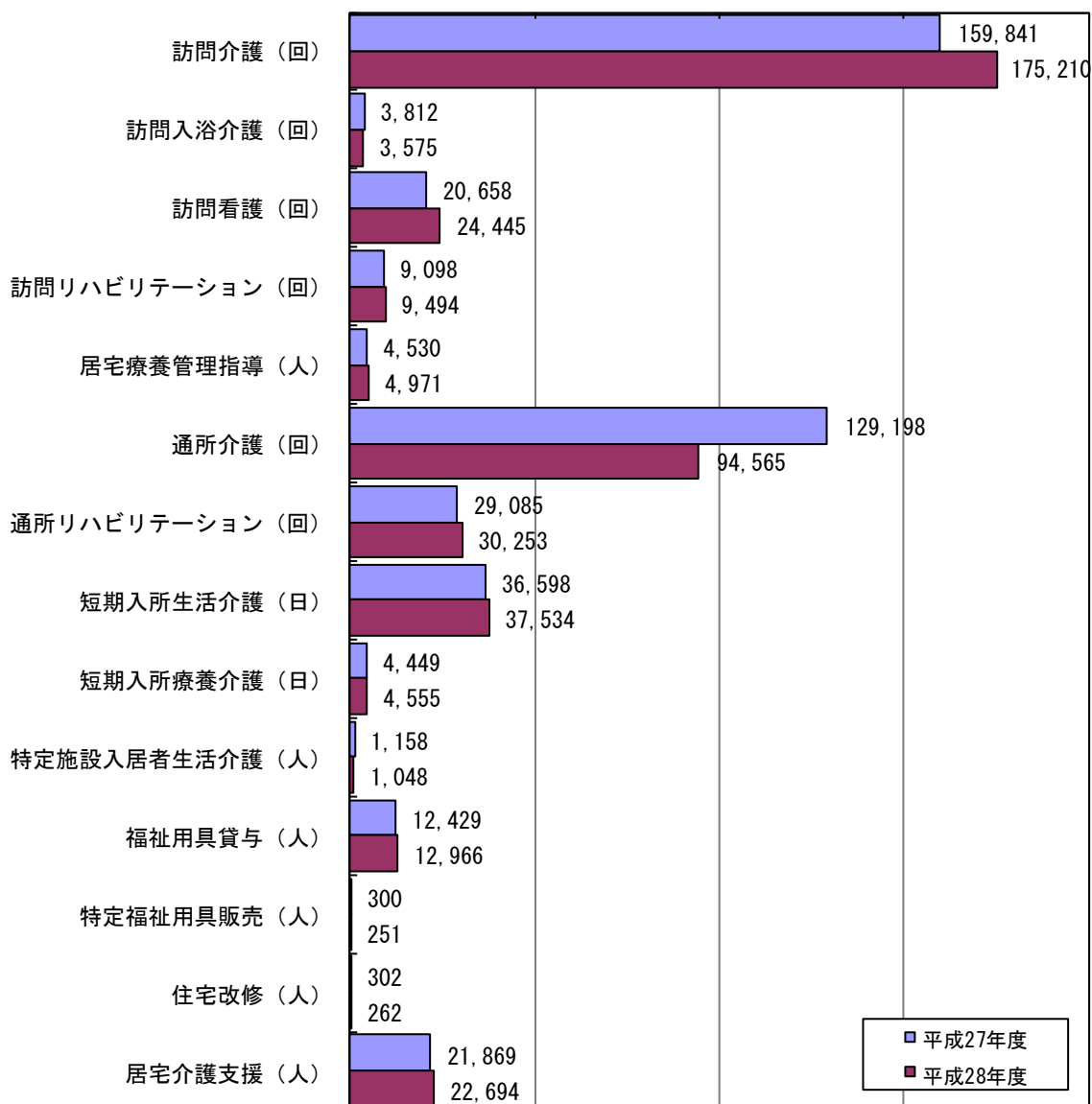
平成28年度の居宅介護予防サービスの利用量について、計画値と実績値を見ると、平成27年度と同様、「介護予防支援」、「介護予防通所介護」「介護予防訪問介護」などの主なサービスを中心に、計画における想定に比べ、若干下回る状況となっています。

一方、「介護予防訪問看護」については、計画値をやや上回っています。



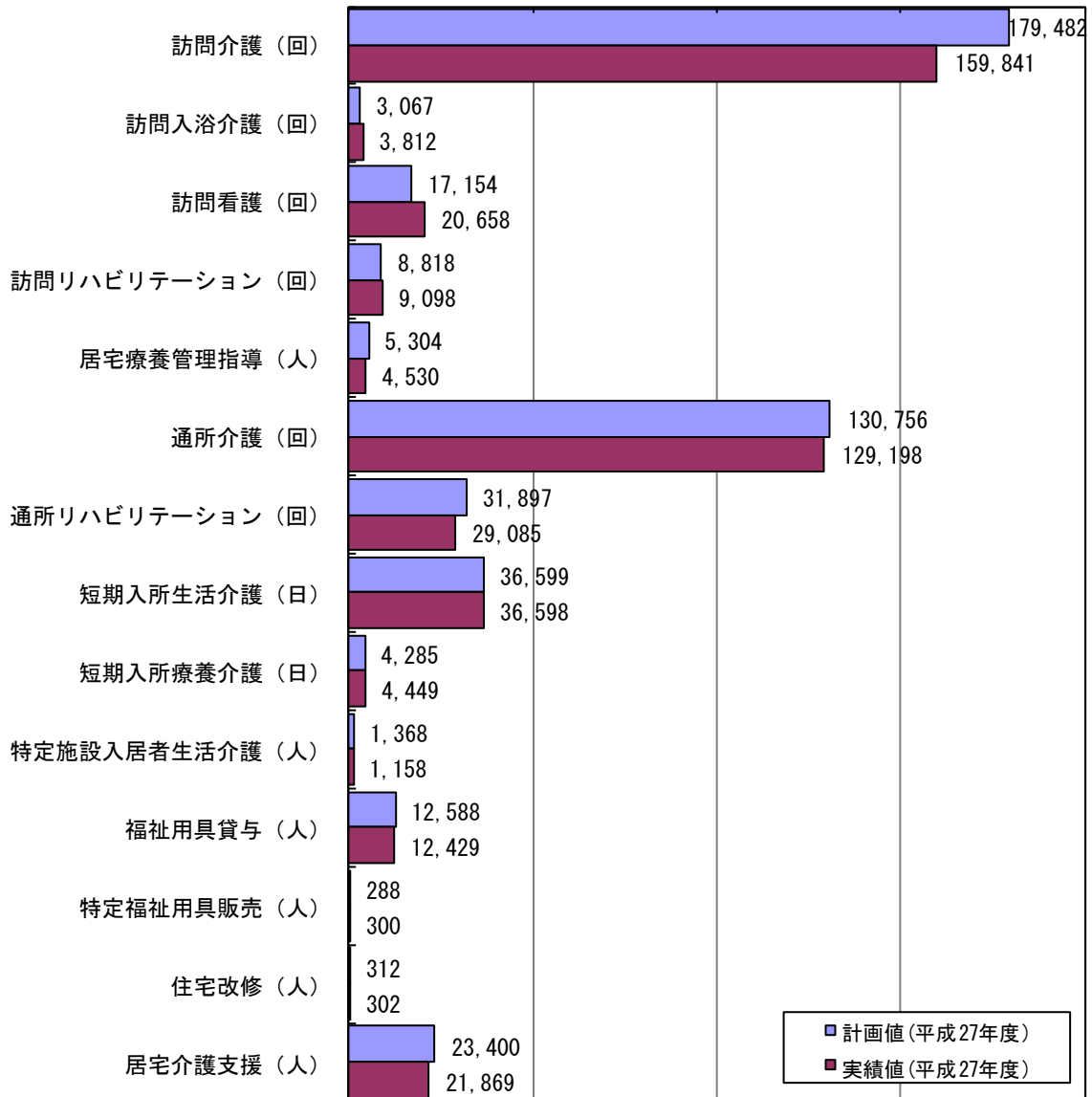
(2) 介護給付サービス（居宅サービス）

ア サービス利用量の推移



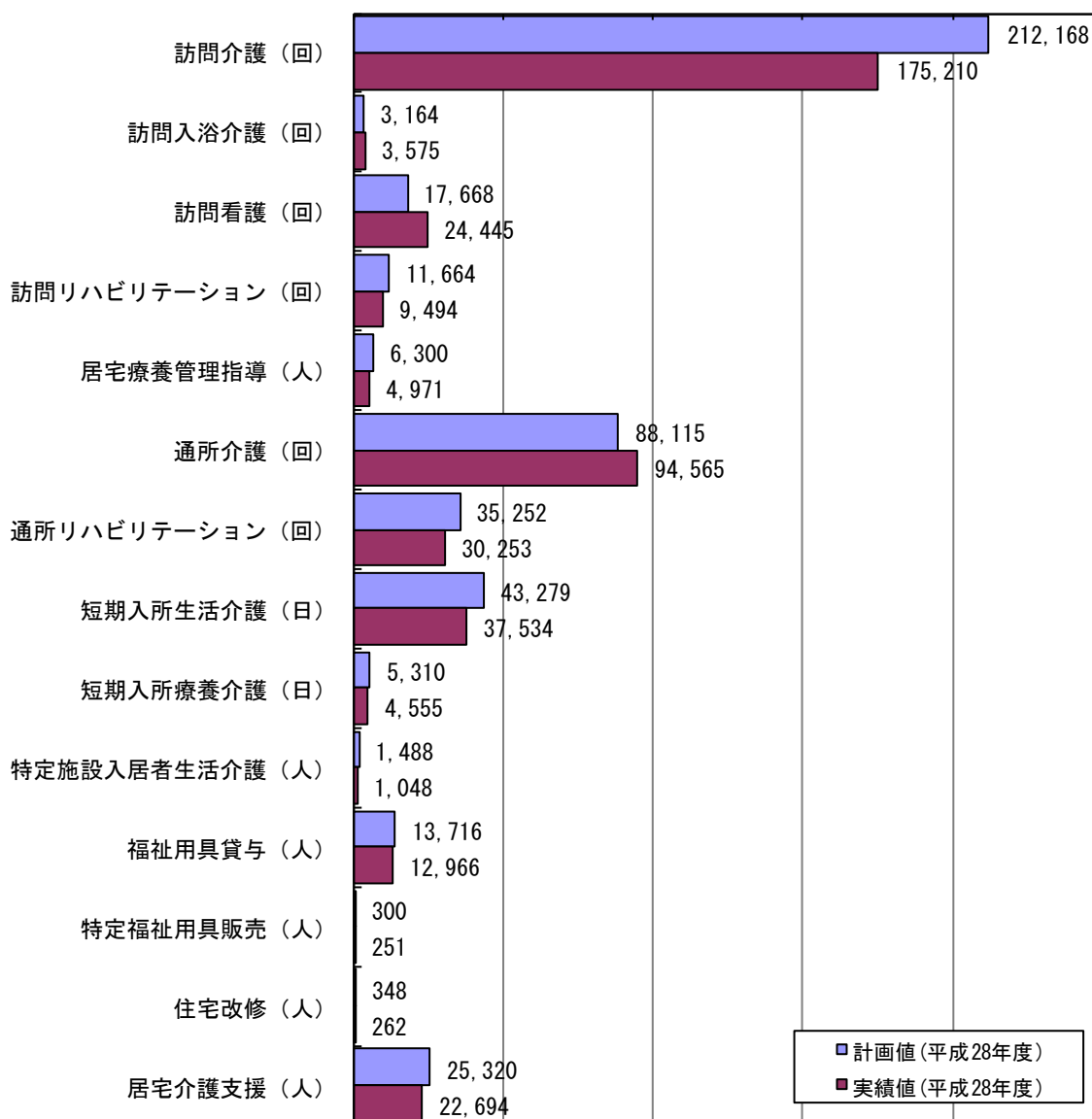
居宅介護サービスの第6期計画の期間内の利用量の推移を見ると、「訪問介護」は利用が増加、「通所介護」は減少しています。

イ 第6期計画における計画値と実績値の比較 <平成27年度>



平成27年度の居宅介護サービスの利用量について、計画値と実績値を見ると、「訪問介護」「通所介護」といった主なサービスにおいて、計画値とおおむね同程度か、下回る状況となっています。

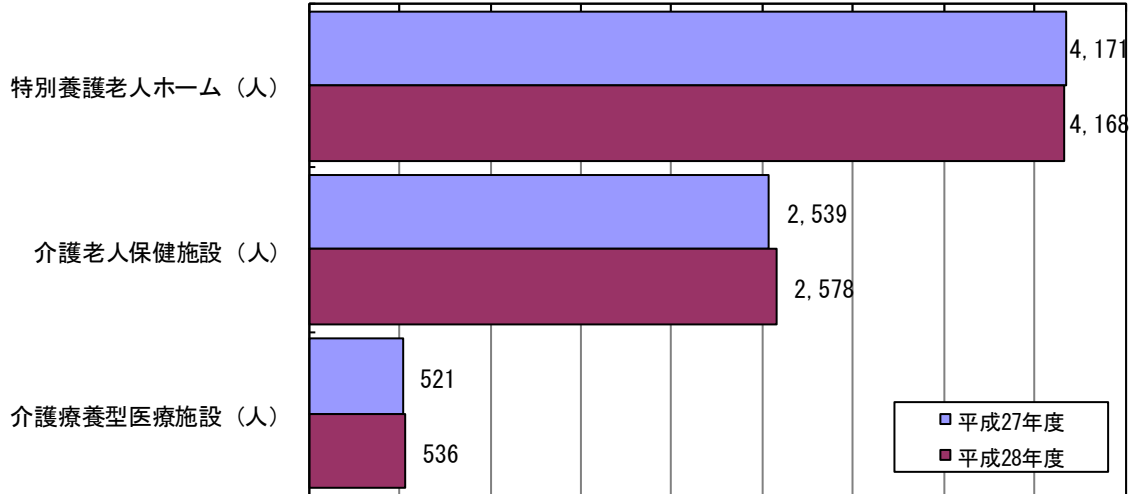
ウ 第6期計画における計画値と実績値の比較 <平成28年度>



平成28年度の居宅介護サービスの利用量について、計画値と実績値を見ると、「訪問介護」は計画値を下回る利用実績、「通所介護」は計画値を上回る状況となっています。

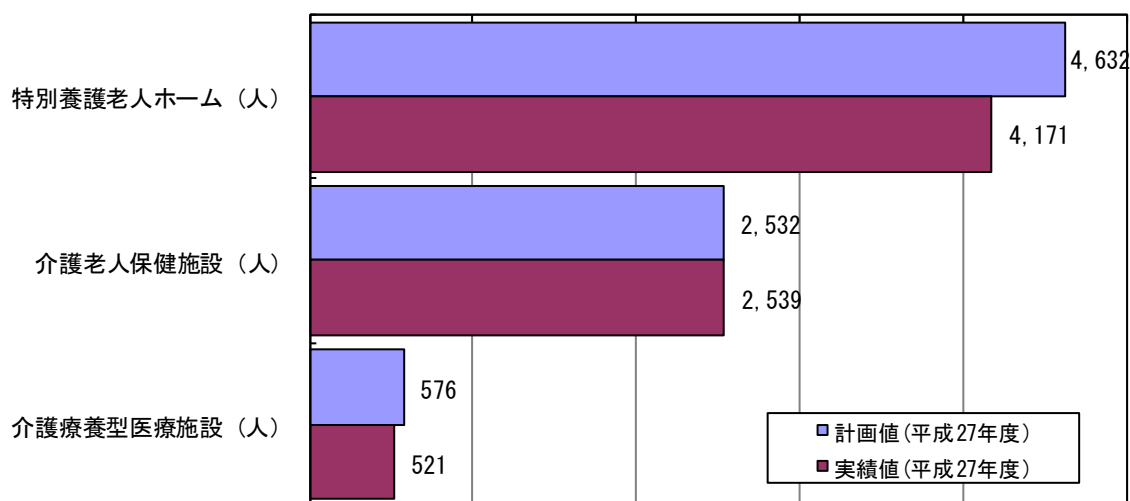
(3) 施設サービス

ア サービス利用量の推移

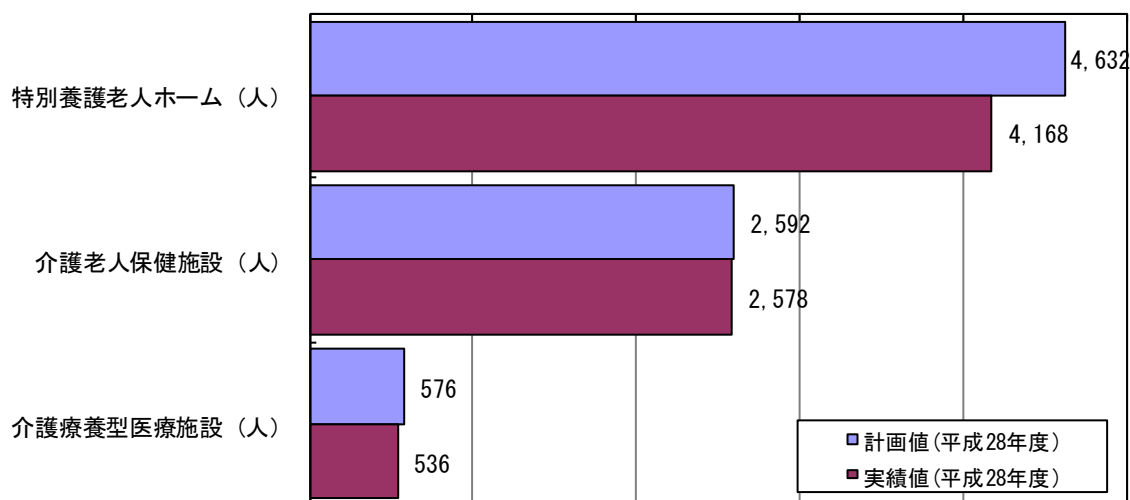


施設サービスの第6期計画の期間内の利用量の推移を見ると、介護老人保健施設、介護療養型医療施設については、やや増加傾向となっています。

イ 第6期計画における計画値と実績値の比較 <平成27年度>



ウ 第6期計画における計画値と実績値の比較 <平成28年度>

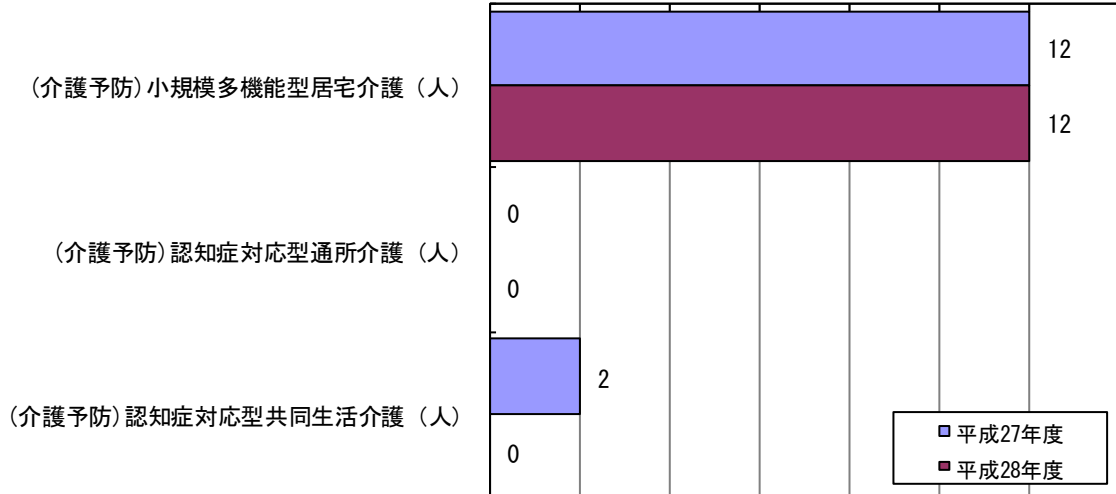


平成27・28年度の施設サービスの利用量について、計画値と実績値を見ると、各年ともに、介護老人保健施設の利用実績が計画値と同水準か、やや上回っているのに対し、介護療養型医療施設については、計画の想定よりも実際の利用の方が少なくなっています。

なお、特別養護老人ホームについては、第5期計画（平成24年度～26年度）で予定していた施設の整備が遅延したため計画値を大きく下回ったものです。

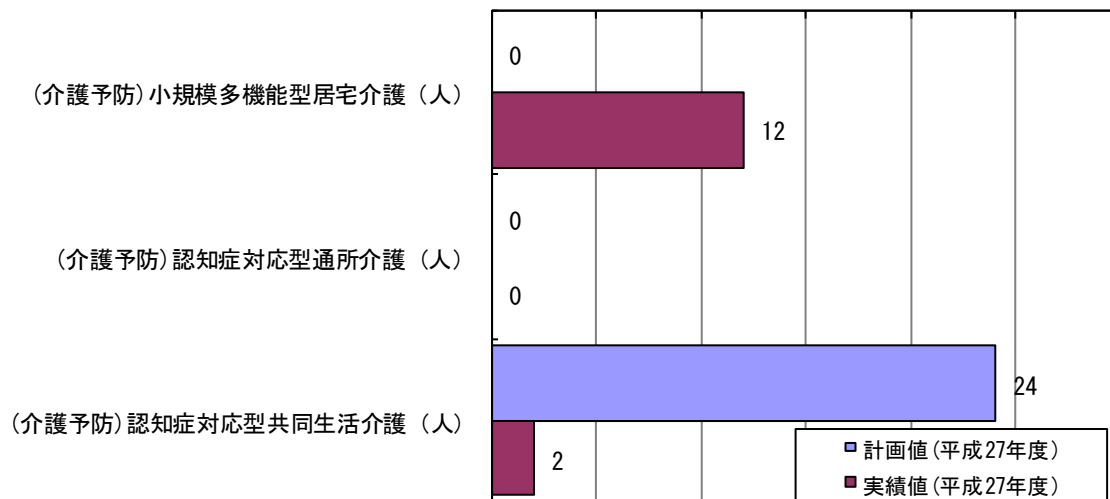
(4) 地域密着型介護予防サービス

ア サービス利用量の推移

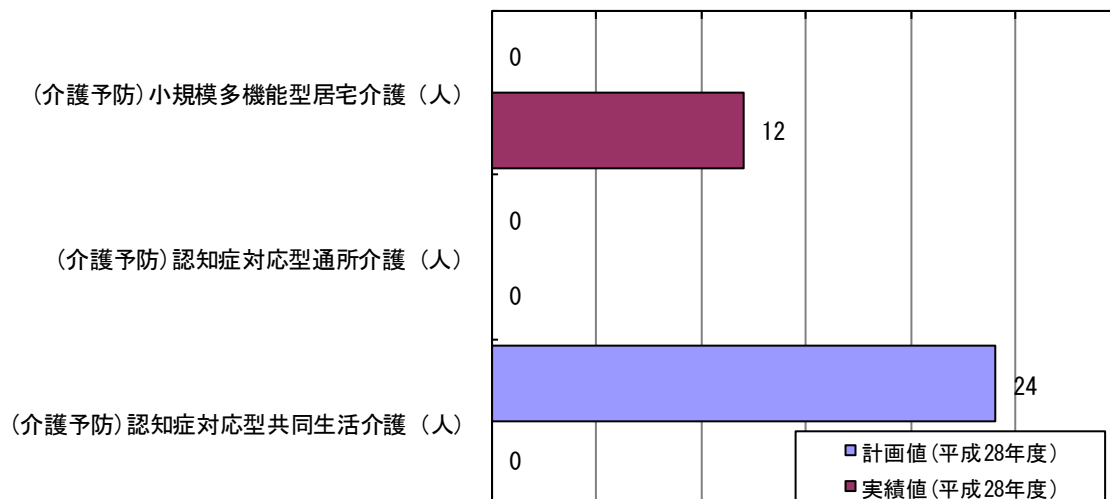


地域密着型介護予防サービスについては平成27・28年度ともに利用は少ない状況となっています。

イ 第6期計画における計画値と実績値の比較 <平成27年度>



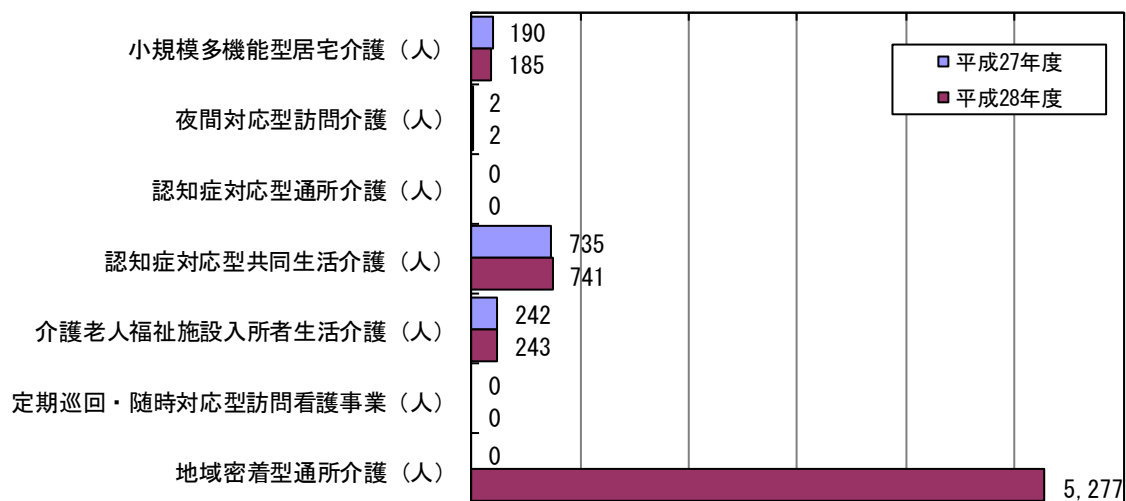
ウ 第6期計画における計画値と実績値の比較 <平成28年度>



平成27・28年度の地域密着型介護予防サービスの利用量について、計画値と実績値を見ると、利用状況は比較的小規模なものとなっています。

(5) 地域密着型サービス

ア サービス利用量の推移

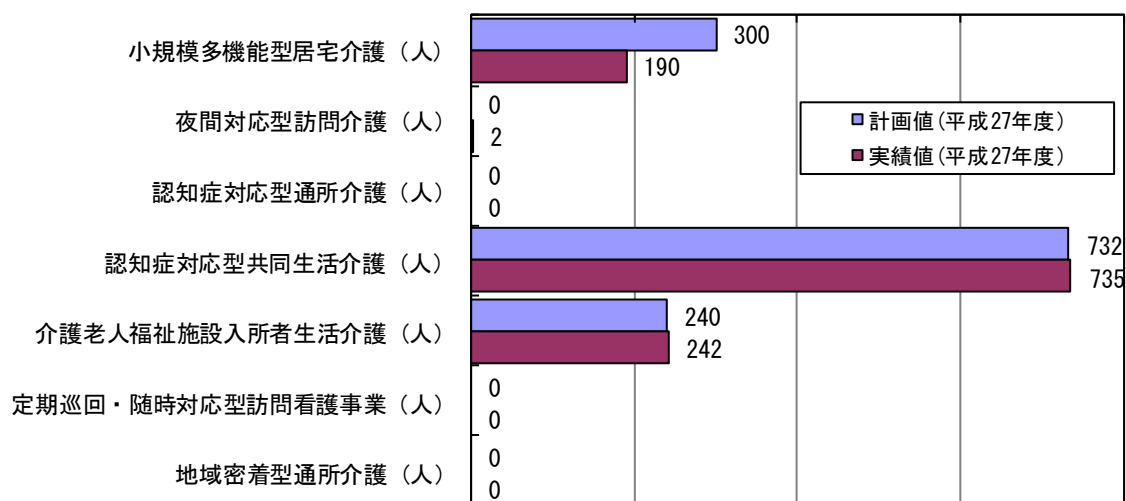


地域密着型介護サービスの第6期計画の期間内の利用量の推移を見ると、「認知症対応型共同生活介護」の利用が多く、また増加の幅も大きくなっています。

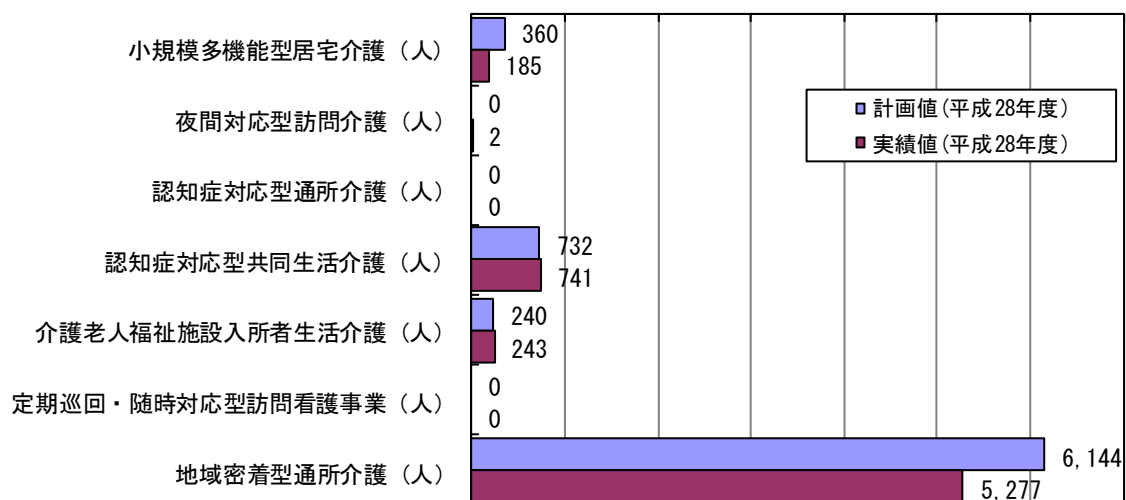
また、「地域密着型通所介護」については、平成28年度から利用定員18人以下の小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行しています。



イ 第6期計画における計画値と実績値の比較 ＜平成27年度＞



ウ 第6期計画における計画値と実績値の比較 ＜平成28年度＞

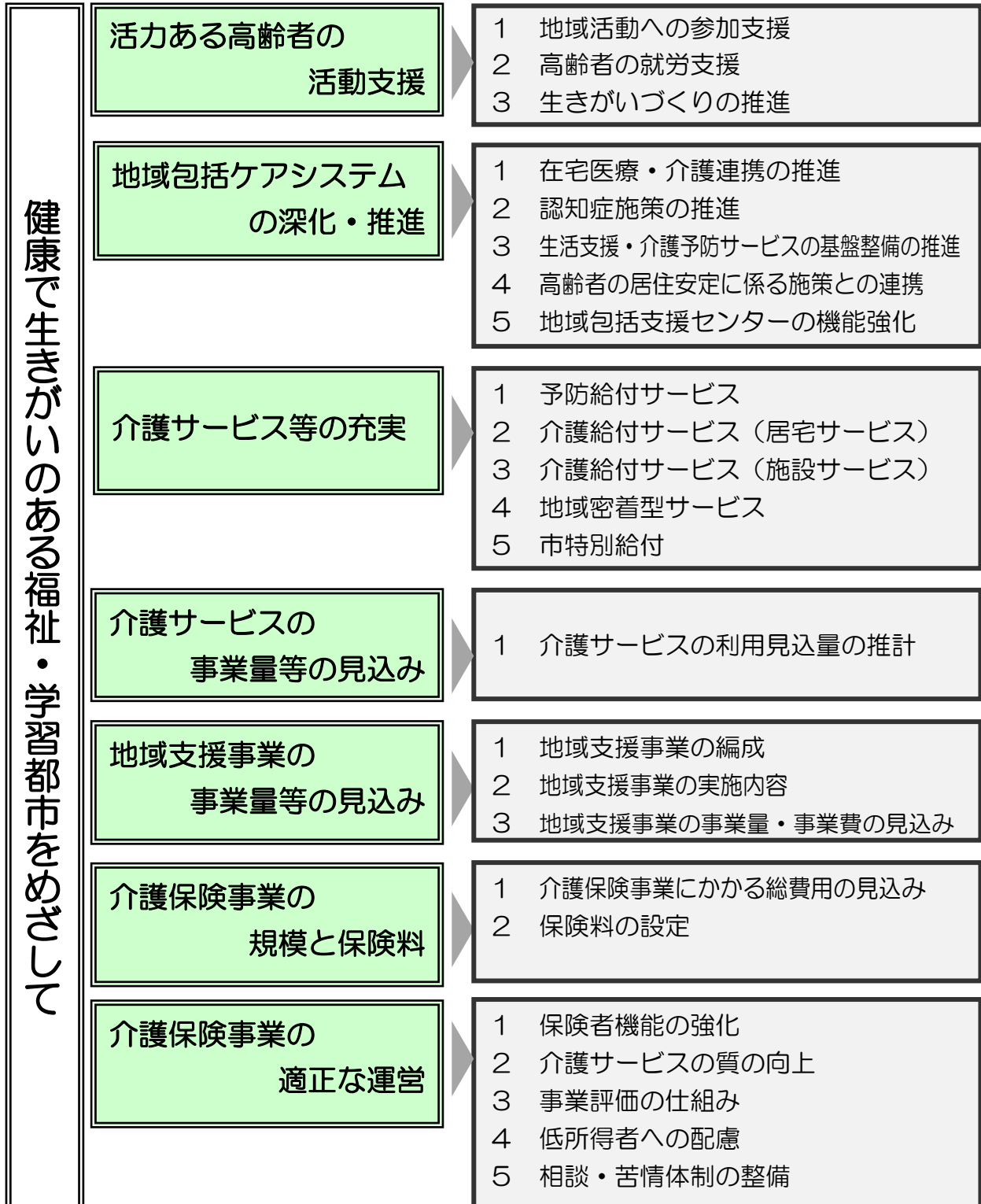


平成27・28年度の地域密着型介護サービスの利用量について、計画値と実績値を見ると、各年とも多くのサービスにおいて、計画値と同水準か、下回る利用実績となっています。

## 第4章 施策の体系

基本目標である「健康で生きがいのある福祉・学習都市」をめざして、以下の施策体系に基づき、総合的・計画的な事業の展開を図ります。

### 施策の体系





## 【第2部 各論】



## 第1章 活力ある高齢者の活動支援

### 1 地域活動への参加支援

#### 【概要】

高齢者が身近な地域の中で、これまで培ってきた知識や経験を生かし、積極的に社会参加できるよう、各種社会活動の啓発、普及及び地域活動拠点の整備を図ります。

また、高齢者も地域社会を構成する一員として、地域社会の担い手となり活躍していただけるよう、事業内容の工夫や交流機会の充実などを図っていきます。

#### 【課題】

本計画策定にあたり実施されたアンケート調査によると、地域活動や社会参加活動等の状況は「参加していない」の割合が66.2%で、その内訳として「家庭の事情があるから」(38.4%)に次いで「特に理由はない」(31.5%)となっています。

また、同アンケート調査で近所の人たちと趣味などで交流があるかの問いでは、「全くない」と「ほとんどない」の回答を合わせると78.2%となり、その理由で一番多い回答が「付き合うきっかけ(機会)がないから」(37.7%)となっています。

過去行った意識調査等で、市民のまちづくり活動や地域活動への必要性の認識は高いものとなっているため、今後は地域活動への参加が消極的な現状を改善していく必要があります。

また、市が地域活動に関する事業を展開していくだけでは、単発に終わってしまい、地域に根付いていかない恐れがあるため、地域主体となった「地域発」の活動を増やしていくことが重要となります。

#### 【取組】

##### (1) 活動団体への助言等

高齢者のみならずすべての市民に「互助の理念」に基づくボランティア活動を展開していただくことは、介護予防や生きがいづくりの両面において重要です。

現在、どのような活動が実施されているのか、社会福祉協議会等と連携・把握し、活動団体への相談、助言を実施していきます。

##### (2) 地域の活動拠点としてのサロンの整備

身近な地域で、高齢者が気軽に集まることのできる場所として、老人憩の家の拡充などサロンの整備を図るとともに、サロンを利用して行われる自治会等の行事や世代間交流などの活動に対する支援を行い、地域活動の活性化を図ります。

## 2 高齢者の就労支援

---

### 【概要】

就労意欲を持つ高齢者に対し支援をしていくことは、充実した生活を送る活力となり、いきいきとした高齢社会の実現につながります。

また、若い世代と共に就労を行うことにより、高齢者の持つ経験や知識を伝えることができ、市全体の就労状態の向上に期待することができます。

高齢者が自ら培ってきた知識や経験が生かされるよう、関係機関等と連携し、就労機会の確保を図っていきます。

### 【課題】

本計画策定にあたり実施されたアンケート調査によると、現在、収入のある仕事についている高齢者の割合は13.8%となっています。

国の就業構造基本調査によると、高齢者の就業希望者比率は上昇傾向にあり、就労意欲を持つ高齢者が今後も増加することが想定される中、高齢者が自ら培ってきた知識や経験が生かされるよう、多様化する就業ニーズに合った就労、働き方等、雇用機会の確保が必要です。

### 【取組】

#### （1）シルバー人材センターへの支援

シルバー人材センターは、高齢者の知識、経験や技能を生かし、健康や生きがいのために仕事をしたいと考えている高齢者が会員となって自主的に組織する団体で、一般家庭や民間事業者、官公庁などから高齢者に適した仕事を引き受けて、提供していることから、引き続き支援します。

また、シルバー人材センターとの協働・協力体制を強化し、就業職種の開拓や新たな就労形態への働きかけを行い、シルバー人材センターの魅力を見出していきます。

#### （2）無料職業紹介所「わーくプラザ鎌ヶ谷」の活用

ハローワークのほか、市役所内に設けてある無料職業相談所「わーくプラザ鎌ヶ谷」を活用することにより、就労情報の提供や就業相談の拡充を図ります。

#### （3）企業等における高齢者の雇用促進

高齢者の雇用を検討している事業者に対しては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による補助制度があるため、周知・活用してもらうことにより、高齢者の就労機会を提供していきます。

### 3 生きがいづくりの推進

---

#### 【概要】

生きがいや趣味を持つことは、いつまでも住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていくための重要な要素となり、これは介護予防にも大きな効果を期待することができます。

また、参加する地域活動を通して、世代間交流や交友関係等を形成することにより、新たな経験を積んでいくことは、高齢期を過ごすひとつの楽しみとして活力を生むものとなることから、地域社会の担い手となり活躍することができるよう支援し、社会参画を推進します。

#### 【課題】

本計画策定にあたり実施されたアンケート調査によると、趣味や生きがいを持つ高齢者の割合は決して低くない（趣味を持つ割合：73.2%、生きがいを持つ割合：68.0%）結果となっていました。継続的に学習機会や講座活動を提供し、高齢者ひとりひとりが生きがいを持てるよう支援していくことが重要となります。

#### 【取組】

##### （1）社会福祉センターの活用

高齢者の生きがいづくり、健康相談や軽体操などの健康の増進、各種クラブ活動や講座の開催などの教養の向上、レクリエーションや憩いの場として引き続き有効活用とサービス内容の充実を図ります。

##### （2）老人クラブへの支援

地域の高齢者の自主的組織であり、市内に約30の老人クラブがありますが、高齢者のライフスタイルの多様化等により会員数は伸び悩んでいます。

既存の活動内容だけではなく、地域交流や社会奉仕など時代に沿った活動に取り組み、地域を支える重要な団体として活躍できるよう引き続き支援していきます。

##### （3）世代間交流の充実

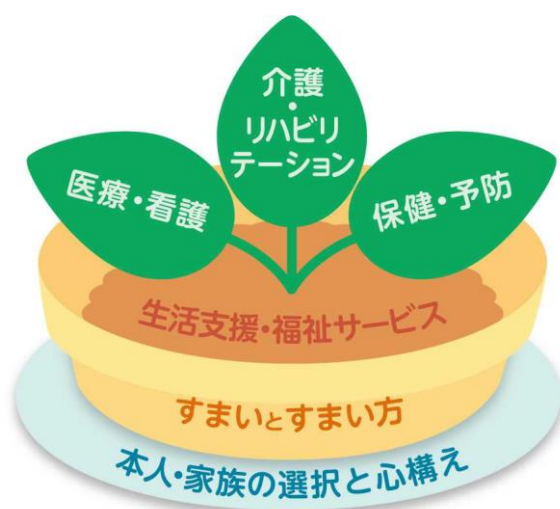
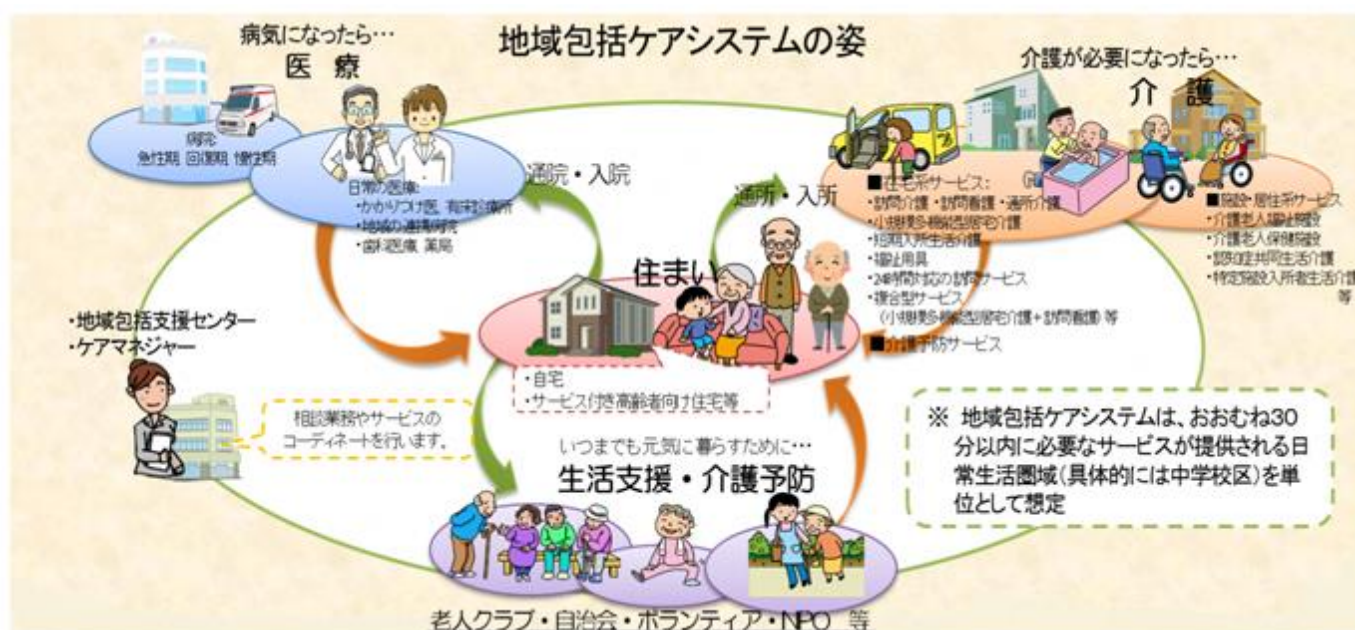
高齢者が培った知識や経験を生かす場として、学校教育や生涯学習活動において高齢者を活用することで、歴史や文化の継承や、若い世代との世代間交流を図ります。



## 第2章 地域包括ケアシステムの深化・推進

### ○地域包括ケアシステムの構築

これまで、日常生活圏域の設定や、地域包括支援センターの設置など、地域包括ケアシステムの考え方のもとでの取り組みが進んできましたが、今後もさらに「医療と介護の連携強化」「自立や在宅生活のさらなる支援」「在宅生活を支援する居住環境の確保」「地域ぐるみでの介護予防等の支援」といった課題に対し、地域支援事業を推進し、地域に根ざし包括的な視点で取り組んでいきます。



地域包括ケアシステムは、地域における生活の基盤となる「住まい」「生活支援」を、それぞれ植木鉢、土と捉え、専門的なサービスである医療、介護、予防を植物と捉えています。植木鉢・土のないところに植物を植えても育たないのと同様に、地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住まいが提供され、その住まいにおいて安定した日常生活をおくるための「生活支援・福祉サービス」があることが基本的な要素となります。そのような養分を含んだ土があればこそ、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」が効果的な役割を果たすものと考えられています。

資料：厚生労働省

## ○地域包括ケアシステムにおける役割

地域包括ケアシステムは、自助、互助、共助、公助の組み合わせにより成り立ちます。今後の急速な高齢化の進展において、必要な介護等をすべて共助、公助で賄うことは難しく、自助、互助を含めて地域全体で支え合っていくことが必要です。自助、互助、共助、公助を踏まえると、地域包括ケアシステムを構成する地域の多様な関係者には次のような役割が期待されています。

### (1) 本人

高齢者は、各種サービスの利用者である前に、「自助」の主体です。自ら健康づくりに励み、かかりつけ医を持ち、健診を受けるとともに、地域包括ケアシステムの中で、見守りなどの互助の支え手となることが期待されます。

### (2) 介護者

高齢者の在宅生活を支える上では、家族等の介護者は大きな役割を果たします。しかし、介護者が疲弊し、介護うつや虐待につながらないように、自らの心身の健康に留意することが重要であり、介護者同士の交流や一時預かりなどの支援も必要です。また、介護の経験のある方は、介護で悩んでいる方の相談相手になるなど、地域包括ケアシステムでの重要な役割が期待できます。

### (3) 地域住民

自治会、民生委員、老人クラブ、NPO、社会福祉協議会、地域の商店など、すべての住民が地域包括ケアシステムにかかわって、相互に支え合うこと（互助）が必要です。

### (4) 事業者等

介護事業者、医療機関はサービスを提供することで、地域包括ケアシステムの主要部分を担います。利用者に対し適切なサービスを提供（共助）できるよう、情報共有及び連携を図っていく必要が求められています。

### (5) 自治体

市は、地域包括ケアシステムを構築する中心的な役割を担う立場にあります。また、介護保険の保険者の立場として、質の高いサービスを提供するとともに、基礎自治体として自助の活用、互助の組織化、共助の適切なサービスの提供、公助による支援などを行う必要があります。

### ○地域包括ケアシステムの深化・推進

地域支援事業とは、第3期計画から創設された制度です。要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、市町村が実施主体となるものであり、地域におけるさまざまなニーズにきめ細かく応えるためのしくみとして導入された事業体系です。

第6期計画では、介護予防・日常生活支援総合事業を開始するとともに、認知症初期集中支援チームの設置や緩和したサービスの実施に向けた市認定ヘルパー養成研修など、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備に取り組んできました。

第7期となる本計画では、地域包括ケアシステムの実現に向けて、関係部署及び関係機関と連携し、地域に根ざした事業として取り組んでいきます。

#### 【地域支援事業の体系】

事業項目	内容	備考
○介護予防・生活支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問型サービス (これまでの予防給付「訪問介護」からの移行に加え、身体介護・生活援助、掃除・洗濯・ゴミ出し等の生活支援)</li> <li>・通所型サービス (これまでの予防給付「通所介護」からの移行に加え、機能訓練、ミニデイサービス、コミュニティサロン、口腔ケア等の教室)</li> <li>・生活支援サービス(配食・見守り等)</li> <li>・介護予防ケアマネジメント など</li> </ul>	介護予防・日常生活支援総合事業 (略称：総合事業)
○一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防の推進 (普及啓発事業 例：体操教室等)</li> </ul>	
○包括的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談支援業務</li> <li>・権利擁護業務</li> <li>・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</li> <li>・在宅医療・介護連携の推進</li> <li>・認知症施策の推進</li> <li>・地域ケア会議の制度化による強化</li> <li>・生活支援サービスの基盤整備</li> </ul>	従来からの事業
○任意事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費適正化事業</li> <li>・家族介護支援事業</li> <li>・その他の事業</li> </ul>	従来からの事業 (任意実施)

## 1 在宅医療・介護連携の推進

---

### 【概要】

医療と介護の両方を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な医療と介護の提供を行います。

### 【課題】

疾病を抱えても、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるためには、地域における在宅医療の推進や、医療機関や介護サービス事業者など関係者の連携体制を推進する必要があります。

### 【取組】

#### (1) 地域の医療・介護サービス資源の把握

医療機関や介護事業所等の資源を把握し、マップやリストを作成することにより医療と介護の連携に必要な情報を提供し、医療・介護関係者や医療・介護連携に関する相談支援窓口等の連携を支援します。また、地域住民が必要とする情報を提供します。

#### (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

医療や介護関係者等が集まる会議を開催し、顔の見える関係づくりを推進し、地域でめざす目標の共有と、課題の抽出や対応策について協議、検討を行います。

#### (3) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

在宅医療や介護を利用している患者や利用者の緊急の相談等に対応できるように、医療機関や訪問看護事業所、介護事業所間の連携により24時間患者からの連絡を受けられる体制または往診や訪問看護、介護サービス等を提供できる体制をめざします。

#### (4) 医療・介護関係者の情報共有

患者・利用者の在宅療養生活を支えるために、患者・利用者の状態の変化等に応じて医療・介護関係者で情報共有が速やかに行えるよう、情報共有ツール「かかりつけ連携手帳」を提供します。「かかりつけ連携手帳」の利用状況等を検証し、医療・介護関係者の必要とする情報が共有できるよう支援します。

#### (5) 在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の設置・運営

在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置・運営し、地域の医療・介護関係者からの相談対応や連携調整、情報提供等を行い、在宅医療・介護連携を推進します。

(6) 在宅医療・介護関係者の研修

医療と介護の連携を実現するために、お互いの業務の現状や専門性、役割等の実際の業務を進めるうえで必要となる事項について共通理解を深める機会を提供します。

(7) 地域住民への普及啓発

地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、在宅医療や介護で受けられるサービス内容や利用方法、終末期ケアの在り方についての情報を提供します。

(8) 広域的な関係市区町村の連携

広域的な連携が必要な事項について、複数の関係市区町村と協議をします。

## 2 認知症施策の推進

---

### 【概要】

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療、介護、生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人やその家族への効果的な支援を行います。

### 【課題】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしができる社会の実現のため、認知症の予防から重度のケアまで、認知症の容態に応じた適切な支援やケア体制の整備が必要です。

### 【取組】

#### (1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発

認知症について広く理解していただくため、大人から子供までを対象とした認知症サポーター養成研修を継続的に実施します。また、養成研修修了者の活動を支援し、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組みます。

#### (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

認知症の容態の変化に応じて、切れ目のない医療や介護サービスが提供される体制をめざし、医療や介護関係者の認知症対応力の向上のための取組や連携体制の構築を推進します。

#### (3) 若齢性認知症施策の強化

若年性認知症の人の相談支援について検討します。

#### (4) 認知症の人の介護者への支援

認知症の人や家族、専門職がお互いを理解し合う場として認知症カフェの設置や、家族の悩みを聞く認知症相談事業、社会福祉協議会との共催による介護者のつどいの開催、認知症の人を介護している家族の交流会を開催し、介護者の生活と介護の両立を支援します。

#### (5) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

認知症について市民の理解を深め、地域全体で高齢者の見守りを行い、異常等を発見した時に迅速に対応できる見守りネットワークの体制を構築し、高齢者が安心して生活できるように支援します。

(6) 認知症地域支援推進員の活動の推進

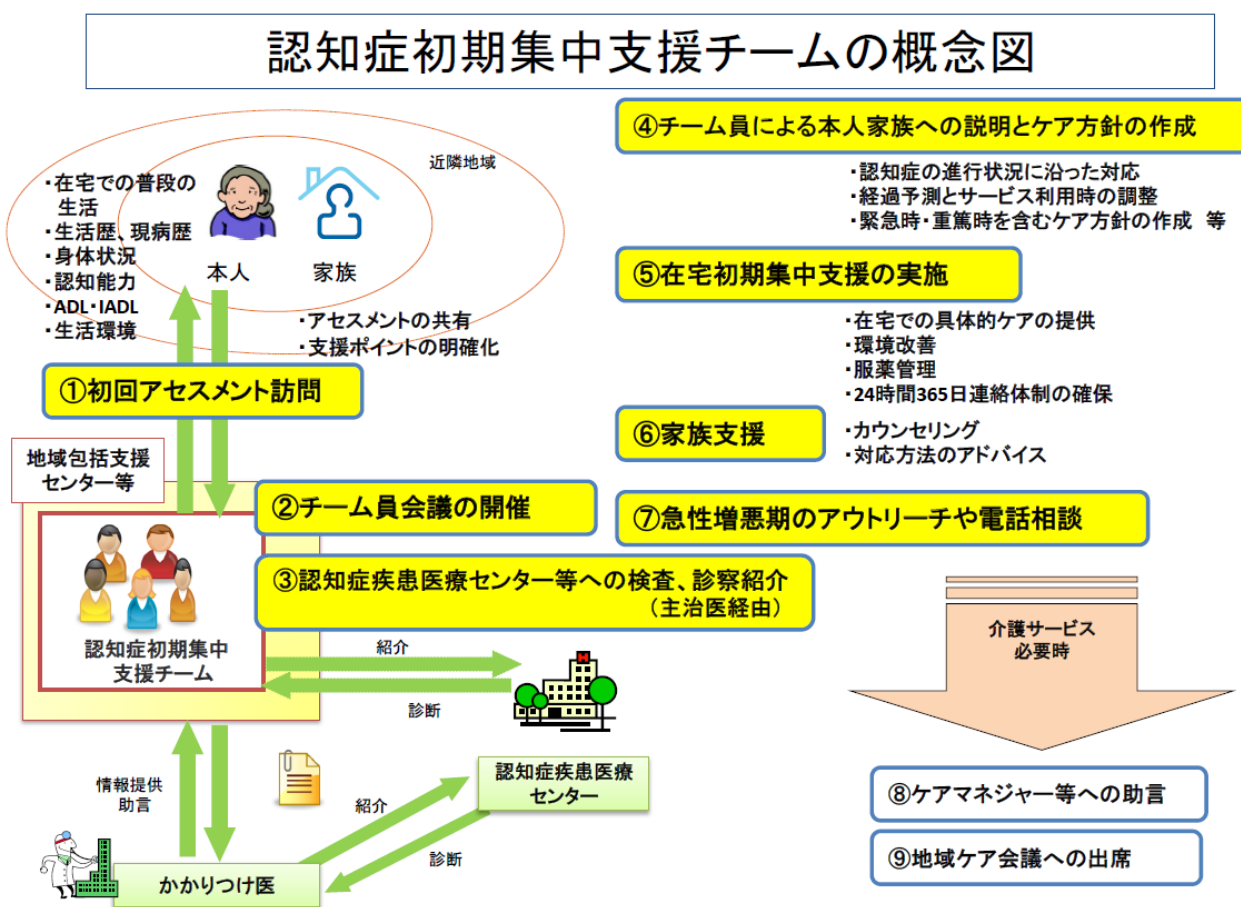
認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どの様な医療、介護サービスを受ければよいのか、具体的な機関名や内容等をあらかじめ提示するための検討を行います。認知症の初期から重度化していく過程の様々な段階で利用できる相談機関や支援内容を分かりやすくした認知症ケアパスを作成・活用しながら、医療と介護関係者の連携強化や認知症対応力向上のための取組を推進します。また、認知症の人やその家族を支援する事業として認知症相談事業を継続します。

(7) 認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームが認知症の症状や病気の進行状況に沿った対応等についての説明、家族に対するアドバイスなどを行い、一定期間、集中的に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。

(8) 市民後見人の育成・活用

市民後見人養成のための研修を継続して実施し、活用について検討します。



資料：厚生労働省

### 3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

---

#### 【概要】

地域のニーズに応じた高齢者の社会参加を通じて要支援者に対する効果的かつ効率的な支援等を実施します。高齢者の多くは、要支援状態等に至っておらず、地域で社会参加できる機会を増やしていくことで、高齢者の介護予防を推進します。

#### 【課題】

掃除や買い物などの生活行為の一部に支援が必要でも、排泄や食事摂取などの身の回りの生活行為は自立している人が数多くいます。支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが必要です。

#### 【取組】

##### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

予防給付のうち、訪問介護及び通所介護については、総合事業に移行しており、地域資源を活用し、多様なサービス利用の実現を図ります。

##### (2) 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等につながります。生活支援コーディネーターを設置し地域の関係者と連携し、地域のニーズに沿ったサービスや生きがい活動の場の創出等、積極的な取組を推進します。

##### (3) 多様な生活支援の充実

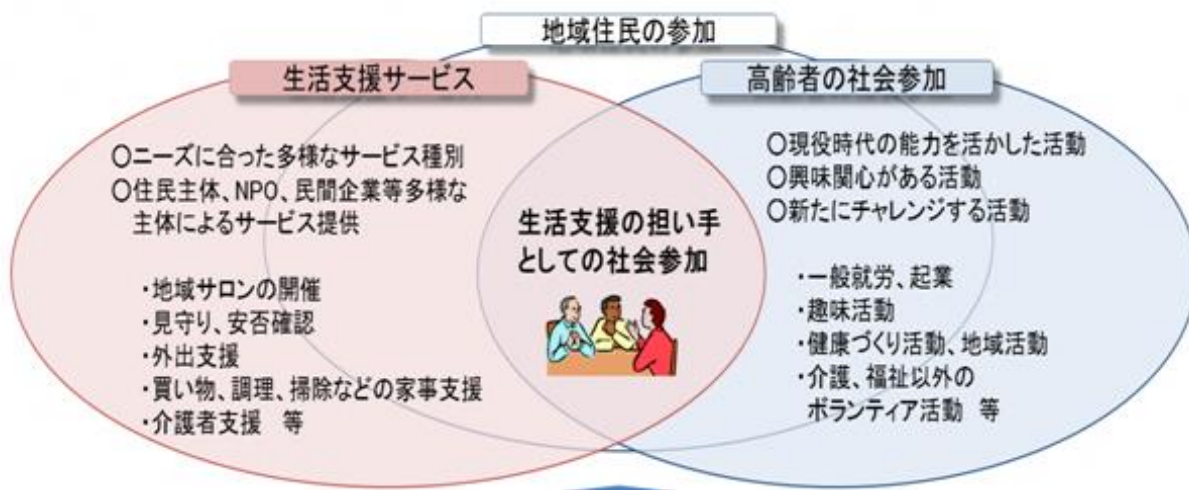
住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進めます。

##### (4) 介護予防の推進

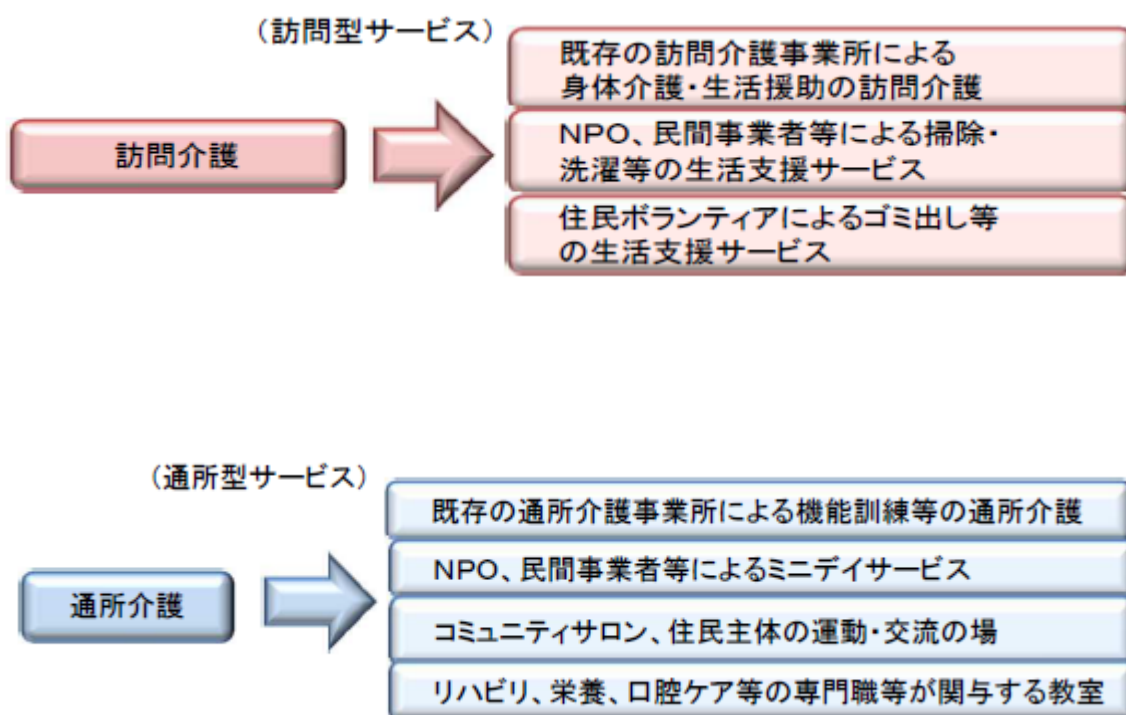
生活環境の調整や居場所と出番づくりなどのため、リハビリ専門職等を生かした自立支援につながる取組を推進します。



【生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加】



【予防給付の総合事業への移行】



資料：厚生労働省

## 4 高齢者の居住安定に係る施策との連携

---

### 【概要】

社会全体で高齢者介護を支えるとともに、高齢者向けの住宅、施設整備によって介護の選択肢が増え、高齢者が適切な住宅、施設を選択できるように情報の提供や、住宅環境の整備を推進します。

### 【課題】

高齢者が安心して生活できる社会を実現するためには、住宅や施設への円滑な入居、身体機能の低下に対応したバリアフリー化など、医療・介護等のサービスを円滑に利用できる環境整備が求められています。

### 【取組】

#### (1) 住宅改修

住宅内の手すりの取り付けや段差解消等を行い、自宅で安心して暮らせる住宅環境を整えます。

#### (2) 特別養護老人ホームの整備

特別養護老人ホームの入所希望者は依然として多く、高齢者人口の増加とともに入所希望者の増加が予想されるため、整備を図ります。

#### (3) 養護老人ホームの活用

環境的、経済的に困窮した高齢者の入所施設として活用を図ります。

#### (4) 住宅施策と連携した居住の確保

サービス付き高齢者向け住宅等の整備情報を積極的に提供します。また、「あんしん賃貸支援事業」の活用を推進します。

#### (5) 災害時の避難場所

事業者の協力を得ながら、災害時に避難できる場所の確保を図ります。

## 5 地域包括支援センターの機能強化

### 【概要】

地域包括支援センターは、市町村機能の一部として地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務とする、地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関です。

また、新たに「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が包括的支援事業に位置付けられ、高齢者の総合相談等から適切な支援につなげていく地域包括支援センターの業務はこれらの事業全てと密接に関係しています。

現在、地域包括支援センターは3か所ありますが、それぞれが連携を密にとり、市域全体における地域包括支援センター業務の効果的、効率的、一体的な運営体制を構築しています。

また、各地域包括支援センターでは、「家族への支援」「認知症ケアの推進」「介護予防の推進」において、それぞれ中心的な役割を担っていきます。

### 【課題】

今後は団塊の世代を中心とした高齢者や認知症の人の増加などにより、業務量の増加、多様化が予想され、多問題のケースや支援困難ケースなど地域住民や多様な機関との連携が必要となり、地域包括支援センターの職員には柔軟な対応力や調整力が必要となってきます。制度改正や社会情勢の変動にも柔軟に対応していけるよう、地域包括支援センターの人員体制の充実に努め体制の強化を図ります。

### 【取組】

#### (1) 総合相談支援機能の充実

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者個人にどのような支援が必要かを把握し、地域における適切な医療や福祉サービス、介護サービス等につなげる等の支援を行います。また、介護に取り組む家族への支援として、相談支援の強化に努めます。

#### (2) 地域ケア会議の推進

地域において自立した日常生活を送るために、多様な職種や機関が集まり、高齢者個人の個別課題や支援内容を検討し課題解決をめざします。また、これらの検討を通じて地域課題の把握や地域のネットワークを構築し、個別支援の充実と地域課題解決に向けて取り組みます。

#### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について

個々の高齢者の自立支援をめざし、地域における介護支援専門員に対する指導や相談、助言を行います。

## 第3章 介護サービス等の充実

### ◆介護サービス等の体系

<介護予防に関するもの>	<介護に関するもの>
<b>【1 予防給付サービス】</b> ①介護予防訪問介護 ②介護予防訪問入浴介護 ③介護予防訪問看護 ④介護予防訪問リハビリテーション ⑤介護予防居宅療養管理指導 ⑥介護予防通所介護 ⑦介護予防通所リハビリテーション ⑧介護予防短期入所生活介護 ⑨介護予防短期入所療養介護 ⑩介護予防福祉用具貸与 ⑪介護予防特定福祉用具購入費 ⑫介護予防住宅改修 ⑬介護予防特定施設入居者生活介護 ⑭介護予防介護予防支援	<b>【2 介護給付サービス（居宅サービス）】</b> ①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護 ⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護 ⑨短期入所療養介護 ⑩福祉用具貸与 ⑪特定福祉用具購入費 ⑫住宅改修 ⑬特定施設入居者生活介護 ⑭居宅介護支援
	<b>【3 介護給付サービス（施設サービス）】</b> ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設 ④介護医療院
<b>【4 (3) 介護予防地域密着型サービス】</b> ①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護	<b>【4 (4) 地域密着型サービス】</b> ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③認知症対応型通所介護 ④小規模多機能型居宅介護 ⑤認知症対応型共同生活介護 ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑧地域密着型通所介護
<b>【5 その他】</b> ・市特別給付	

サービス量の実績及び目標値については、1月あたりの利用人数（回、日）を累計した数値です。

次ページ以降に掲載の平成29年度の見込み及び第7期計画の目標の数値については、現時点での「見える化」システムによる概算値であり、今後の利用状況の実績等を踏まえ変更の可能性があります。

## 1 予防給付サービス

### ①介護予防訪問介護

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支え、地域の支え合い、支援サービスなどが受けられない場合に、ホームヘルパーによる日常生活上の支援や家事の援助などを行います。

介護保険法改正により、本市では、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）に移行しており、平成30年度から完全移行となるため、今後の利用はありません。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	3,252	3,852	2,256
実績	2,966	3,153	3,216
達成状況(実績／計画)	91.2%	81.9%	142.5%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	—	—	—

### ②介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由により、その他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、巡回入浴車が家庭を訪問し、家庭での入浴介助を行います。

実績を踏まえて、現状と同程度の利用を見込みます。

(単位：回／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	0	0	0
実績	2	0	1
達成状況(実績／計画)	—	—	—

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	1	1	1

## 【第2部 各論】

### ③介護予防訪問看護

疾患等を抱えている人について、看護師などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話などを行います。

実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

(単位：回／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	1,278	1,622	2,059
実績	999	1,709	2,664
達成状況(実績／計画)	78.2%	105.4%	129.4%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	3,792	5,172	6,936

### ④介護予防訪問リハビリテーション

居宅でできる生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、作業療法士や理学療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、機能訓練を行います。

実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

(単位：回／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	348	492	871
実績	375	504	756
達成状況(実績／計画)	107.8%	102.4%	86.8%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	798	840	1,092

⑤介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	156	156	168
実績	225	320	360
達成状況(実績／計画)	144.2%	205.1%	214.3%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	396	432	468

⑥介護予防通所介護

デイサービスセンター等の施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス(運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上)が受けられます。

介護保険法改正により、本市では、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)に移行しており、平成30年度から完全移行となるため、今後の利用はありません。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	4,704	5,580	3,336
実績	4,534	5,029	4,728
達成状況(実績／計画)	96.4%	90.1%	141.7%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	—	—	—

## 【第2部 各論】

### ⑦介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や病院等で、機能訓練、食事や入浴などの日常生活上の支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上）が受けられます。

実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

（単位：人／年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
第6期計画の目標	384	408	456
実績	439	488	600
達成状況（実績／計画）	114.3%	119.6%	131.6%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	708	828	936

### ⑧介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

（単位：日／年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
第6期計画の目標	455	479	617
実績	254	239	408
達成状況（実績／計画）	55.8%	49.9%	66.1%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	444	552	588



⑨介護予防短期入所療養介護

老人保健施設に短期間入所し、医学的管理のもとに介護予防を目的とした日常生活上の看護や支援、機能訓練等が受けられます。

利用は少なく、減少傾向が続いており、今後については、利用を見込みません。

(単位：日／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	0	0	0
実績	24	13	0
達成状況(実績／計画)	—	—	—

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	0	0	0

⑩介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち介護予防に資するものについてレンタルします。

実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	1,812	2,304	2,904
実績	1,604	1,916	2,304
達成状況(実績／計画)	88.5%	83.2%	79.3%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	2,712	3,168	3,636

**【第2部 各論】**

**⑪介護予防特定福祉用具購入費**

介護予防に資する入浴や排泄などレンタルには適さない用具については、同一年度で10万円を限度に、購入費の一部を支給します（負担割合に応じた自己負担あり）。

実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

（単位：人／年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
第6期計画の目標	96	120	144
実績	63	60	36
達成状況（実績／計画）	65.6%	50.0%	25.0%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	36	48	48

**⑫介護予防住宅改修**

段差の解消や、手すりを取り付けるといった小規模な改修に対して20万円を限度に、住宅改修費の一部を支給します（負担割合に応じた自己負担あり）。

実績として減少傾向にあります。要支援認定者の増加に伴い、今後の利用は増加を見込みます。

（単位：人／年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
第6期計画の目標	108	120	132
実績	120	129	120
達成状況（実績／計画）	111.1%	107.5%	90.9%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	124	128	132

⑬介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入所している高齢者が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けられます。

実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	84	96	96
実績	140	141	60
達成状況(実績／計画)	166.7%	146.9%	62.5%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	60	60	72

⑭介護予防支援

介護支援専門員が、利用者の希望を取り入れながら介護予防ケアプランを作成し、サービス事業者との連絡調整を行います。

実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	7,824	9,300	10,956
実績	7,561	8,273	8,556
達成状況(実績／計画)	96.6%	89.0%	78.1%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	8,784	9,000	9,204

## 2 介護給付サービス（居宅サービス）

### ①訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し、日常生活上の介護や家事の援助などを行います。  
実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

（単位：回／年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
第6期計画の目標	179,482	212,168	243,616
実績	159,841	175,210	196,764
達成状況（実績／計画）	89.1%	82.6%	80.8%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	232,224	265,632	301,788

### ②訪問入浴介護

巡回入浴車が家庭を訪問し、家庭での入浴介助を行います。  
実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

（単位：回／年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
第6期計画の目標	3,067	3,164	3,395
実績	3,812	3,575	3,264
達成状況（実績／計画）	124.3%	113.0%	96.1%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	3,282	3,300	3,696

### ③訪問看護

看護師や保健師が家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。  
実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

(単位：回／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	17,154	17,668	18,076
実績	20,658	24,445	29,568
達成状況(実績／計画)	120.4%	138.4%	163.6%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	35,352	41,196	47,184

### ④訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、機能訓練を行います。  
実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

(単位：回／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	8,818	11,664	14,276
実績	9,098	9,494	12,024
達成状況(実績／計画)	103.2%	81.4%	84.2%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	15,048	19,932	25,740

## 【第2部 各論】

### ⑤居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。  
実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	5,304	6,300	7,440
実績	4,530	4,971	5,760
達成状況(実績／計画)	85.4%	78.9%	77.4%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	6,288	6,960	7,608

### ⑥通所介護

デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、機能訓練などが日帰りで受けられます。  
介護保険法改正により、平成28年度から地域密着型通所介護に利用者の一部が移行しているため、今後は減少を見込みます。

(単位：回／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	130,756	88,115	95,117
実績	129,198	94,565	92,136
達成状況(実績／計画)	98.8%	107.3%	96.9%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	91,932	91,728	90,180

⑦通所リハビリテーション

老人保健施設や病院等で、機能訓練、食事や入浴などの支援が受けられます。  
実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

(単位：回／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	31,897	35,252	38,896
実績	29,085	30,253	32,100
達成状況(実績／計画)	91.2%	85.8%	82.5%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	34,524	37,356	40,548

⑧短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練などが受けられます。

実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

(単位：日／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	36,599	43,279	49,348
実績	36,598	37,534	40,512
達成状況(実績／計画)	100.0%	86.7%	82.1%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	42,432	44,772	46,464

## 【第2部 各論】

### ⑨短期入所療養介護

老人保健施設に短期間入所し、医学的管理のもとに日常生活上の看護や介護、機能訓練等が受けられます。

実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

(単位：日／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	4,285	5,310	6,353
実績	4,449	4,555	4,620
達成状況(実績／計画)	103.8%	85.8%	72.7%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	5,376	6,060	6,444

### ⑩福祉用具貸与

車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける用具をレンタルします。

実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	12,588	13,716	15,084
実績	12,429	12,966	13,704
達成状況(実績／計画)	98.7%	94.5%	90.9%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	14,256	14,736	14,964



⑪特定福祉用具購入費

入浴や排泄などレンタルには適さない用具については、同一年度で10万円限度に、購入費の一部を支給します（負担割合に応じた自己負担あり）。

実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

（単位：人／年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
第6期計画の目標	288	300	324
実績	300	251	264
達成状況（実績／計画）	104.2%	83.7%	81.5%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	300	348	420

⑫住宅改修

段差の解消や、手すりを取り付けるといった小規模な改修に対して20万円を限度に、住宅改修費の一部を支給します（負担割合に応じた自己負担あり）。

実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

（単位：人／年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
第6期計画の目標	312	348	396
実績	302	262	348
達成状況（実績／計画）	96.8%	75.3%	87.9%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	444	576	684

**【第2部 各論】****⑬特定施設入居者生活介護**

有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入所し、食事・入浴・排泄の介助や、機能訓練などが受けられます。

市内の既存施設が入所者の介護ニーズ増等を理由に事業を開始する場合の増加を見込んでいます。

第7期計画期間内は80床の整備を見込んでいます。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	1,368	1,488	1,632
実績	1,158	1,048	1,212
達成状況(実績／計画)	84.6%	70.4%	74.3%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	1,368	1,524	2,256

**⑭居宅介護支援**

介護支援専門員が、利用者の希望を取り入れながらケアプランを作成し、サービス事業者との連絡調整を行います。

実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	23,400	25,320	27,480
実績	21,869	22,694	23,508
達成状況(実績／計画)	93.5%	89.6%	85.5%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	24,504	25,104	25,548

### 3 介護給付サービス（施設サービス）

#### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

\*7期計画内の整備数検討中につき「未記入」

（単位：人／年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
第6期計画の目標	4,632	4,632	5,844
実績	4,171	4,168	4,284
達成状況（実績／計画）	90.0%	90.0%	73.3%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	5,292	5,292	未

#### ② 介護老人保健施設

\*7期計画内の整備数検討中につき「未記入」

（単位：人／年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
第6期計画の目標	2,532	2,592	3,228
実績	2,539	2,578	3,096
達成状況（実績／計画）	100.3%	99.5%	95.9%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	3,324	3,684	未

## 【第2部 各論】

### ③介護療養型医療施設

長期の療養を必要とする要介護者に対して、療養上の管理や看護、リハビリなどを行う施設です。

介護療養型医療施設については、第6期計画では平成29年度末までに他の介護保険施設等へ転換することになっていましたが、その後延長されており、第7期においては現状と同程度を想定、その後、新たに創設された「介護医療院」への転換を見込んでいます。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	576	576	—
実績	521	536	648
達成状況(実績／計画)	90.5%	93.1%	—

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	648	648	648

### ④介護医療院

介護療養病床(介護療養型医療施設)からの新たな転換先(新介護保険施設)として、第7期から創設されたものです。

介護医療院については、第7期における確保は見込まず、地域ケアシステムの構築等に関わる中・長期的な目標である平成37年度時点において、介護療養型医療施設を含むものとして、介護医療院の一定規模の確保を想定します。

## 4 地域密着型サービス

---

### (1) 地域密着型サービスの概要

地域密着型サービスとは、今後さらに増加が見込まれる認知症の高齢者や寝たきり等の中重度の要介護高齢者が、住み慣れた地域で継続して生活が送れるように地域に密着して、状況に応じ柔軟に対応できるサービス体系として展開されています。

事業所の指定は市町村が行い、原則として鎌ヶ谷市に住む方が利用することができるサービスです。

第5期計画までは、整備単位として6圏域（中央地区・中央東地区・東部地区・西部地区・南部地区・北部地区）からなる日常生活圏域を基本として整備してきましたが、第6期計画以降につきましては、整備年度及び整備地区を明記するのではなく、地域密着型サービスに対するニーズを3年間の中で精査していく中で、整備を計画的に実施していきます。

## 【第2部 各論】

### (2) 地域密着型サービスの基盤整備

#### ①小規模多機能型居宅介護

##### 【事業内容】

在宅の要支援、要介護認定者を対象に通所を中心として、利用者の様態や希望に応じて訪問、宿泊の3つのサービスを組み合わせてサービス提供を受けることができます。

利用者は小規模多機能型居宅介護事業所に利用者登録を行なったうえでサービスを利用することとなります。

##### 【整備計画】

1事業所で地域全体をカバーしていく事業形態を想定し、第7期計画期間においては整備を行わず、既存の事業所数で対応していきます。

	実績	計画		
	平成29年度末	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設数 [累計]	1か所	1か所		
定員数 [累計]	25人	25人		

#### ②認知症対応型通所介護

##### 【事業内容】

認知症高齢者が通所して入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を受けることのできるサービスです。

##### 【整備計画】

認知症対応型通所介護は、事業者からの参入状況などから整備が進まず、一般の通所介護事業所においても認知症の人が利用できることから、第7期計画期間においては整備を行いません。

### ③認知症対応型共同生活介護

【事業内容】

認知症のある要介護者等が受けられるサービスとなっており、利用者はそれぞれ個室で暮らし、5～9人が1ユニットとなって共通の食堂や居間、台所などで、今までと同様の生活続けることを目標に共同生活を送ります。

【整備計画】

4事業所で地域全体をカバーしていく事業形態を想定し、第7期計画期間においては整備を行わず、既存の事業所数で対応していきます。

	実績	計画		
	平成29年度末	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設数 [累計]	4か所	4か所		
定員数 [累計]	63人	63人		

### ④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【事業内容】

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所して食事、排せつ、入浴などの日常生活上の世話や訓練、療養上の世話を受けるサービスです。

【整備計画】

現在、1か所整備されていますが、第7期計画においては広域型介護老人福祉施設の整備で対応していくため、整備を行いません。

	実績	計画		
	平成29年度末	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設数 [累計]	1か所	1か所		
定員数 [累計]	20人	20人		

## 【第2部 各論】

### ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護

#### 【事業内容】

定員29人以下の介護付有料老人ホーム等に入所して食事、排せつ、入浴などの日常生活上の世話や訓練、療養上の世話を受けるサービスです。

#### 【整備計画】

現在、定員29人以下の特定施設入居者生活介護は整備されていませんが、市内に整備された特定施設入居者生活介護で、サービスは充足しているため、第7期計画期間においても整備を行いません。



⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業内容】

訪問介護員や看護師などが定期的に訪問して、日常生活上の援助や、診療の補助を実施するサービスとなります。また、利用者からの通報を受けて相談を受けたり、必要に応じて訪問サービスを実施します。

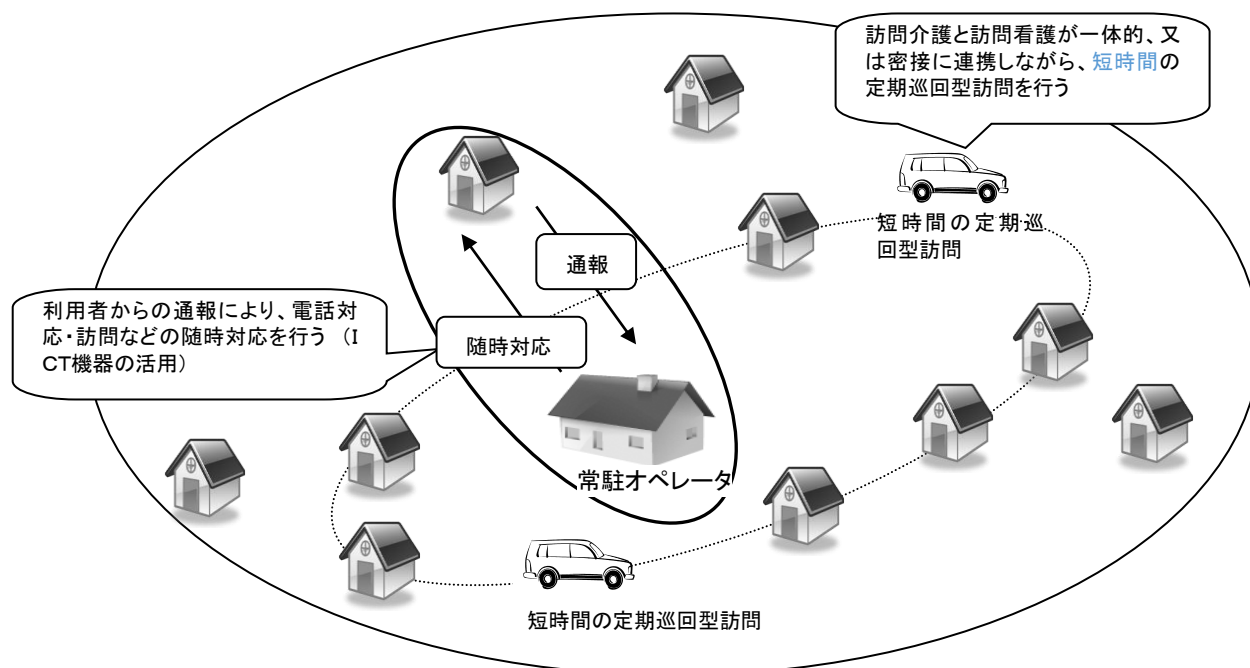
【整備計画】

29年度に1か所の整備を行いました。この1か所で市域全体をカバーしていく事業形態を想定しています。第7期計画期間においては、状況の推移を把握することとし、既存の事業所数で対応していきます。

	実績	計画		
	平成29年度末	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設数 [累計]	1 か所(予定)	1 か所		

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ

基本的な考え方：日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体となって、利用者からの通報による随時対応や定期巡回サービスを提供することで、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅での生活継続を支援する。  
 ※ 利用できるのは要介護者のみ



## 【第2部 各論】

### ⑦地域密着型通所介護

#### 【事業内容】

定員が18人以下の小規模なデイサービスセンターに通い介護サービスを受けるもので、これまで小規模デイサービスとして実施されてきた事業について、市が指定を行うものです。

#### 【整備計画】

市内に所在する通所介護事業所のうち小規模な通所介護事業所について、これまでの利用実績から、今後も利用者数が増加することが見込まれ、平成32年度には、5,316人／年の利用が見込まれることから、利用状況に応じて対応していきます。

### (3) 地域密着型介護予防サービス

#### ①介護予防認知症対応型通所介護

認知症で要支援の高齢者が、デイサービスセンターなどで介護予防を目的として日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。

平成29年度現在、要支援者に対するサービス提供実績がなく、今後も利用を見込みません。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	0	0	0
実績	0	0	0
達成状況(実績/計画)	—	—	—

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	0	0	0

#### ②介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、介護予防を目的として入浴、食事等の介護、機能訓練等を行います。

実績を踏まえ、今後も一定の利用を見込みます。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	0	0	0
実績	12	12	0
達成状況(実績/計画)	—	—	—

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	12	12	12

## 【第2部 各論】

### ③介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症で要支援の高齢者が、少人数で共同生活しながら、介護スタッフから介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。

実績を踏まえ、今後も一定の利用を見込みます。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	24	24	24
実績	2	0	0
達成状況(実績／計画)	8.3%	0.0%	0.0%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	12	12	12

(4) 地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら、短時間の定期巡回と随時の訪問サービスを受けられます。

平成29年度に1か所整備されることから、今後の利用の増加を見込みます。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	0	0	108
実績	0	0	10
達成状況(実績/計画)	—	—	9.6%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	156	168	168

②夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活を送れるように巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けることができます。

利用者の減少による事業所の廃止に伴い、今後の利用を見込みません。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	0	0	0
実績	2	2	0
達成状況(実績/計画)	—	—	—

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	—	—	—

## 【第2部 各論】

### ③認知症対応型通所介護

認知症のある高齢者が日帰りで専門的なケアを受けることができます。  
実績はなく、今後についても利用は見込みません。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	0	0	0
実績	0	0	0
達成状況(実績／計画)	—	—	—

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	0	0	0

### ④小規模多機能型居宅介護

通所を中心に利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせた多機能なサービスを受けることができます。

実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	300	360	480
実績	190	185	144
達成状況(実績／計画)	63.3%	51.4%	30.0%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	150	156	180

⑤認知症対応型共同生活介護

認知症のある高齢者が専用の住宅で生活し、介護や食事等のサービスを受けられます。実績を踏まえ、今後も現状と同程度の利用を見込みます。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	732	732	732
実績	735	741	744
達成状況(実績／計画)	100.4%	101.2%	101.6%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	744	744	744

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

介護付き有料老人ホーム、軽費老人ホームなどで、日常生活に関わる介護サービスを受けられます。

市内に整備された特定施設入居者生活介護で、同様のサービスが提供されていることからサービスは充足しているため、第7期計画期間においても整備を行いません。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	—	—	—
実績	0	0	0
達成状況(実績／計画)	—	—	—

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	0	0	0

## 【第2部 各論】

### ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

実績を踏まえ、今後も現状と同程度の利用を見込みます。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	240	240	240
実績	242	243	240
達成状況(実績／計画)	100.8%	101.3%	100.0%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	240	240	240

### ⑧地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模なデイサービスセンターに通い介護サービスを受けるもので、これまで小規模デイサービスとして実施されてきた事業について、市が指定を行うものです。

実績を踏まえ、今後も利用の増加を見込みます。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
第6期計画の目標	—	6,144	6,948
実績	—	5,277	5,112
達成状況(実績／計画)	—	85.6%	73.6%

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	5,160	5,244	5,316



## 5 市特別給付

### ①訪問理美容サービス

対 象 者：外出が困難な要支援者及び要介護者で特別給付利用申請をし、特別給付利用認定証の交付を受けた人。

給付内容：月1回を限度に居宅において理美容のサービスが受けられます。保険給付の対象は、理美容所から利用者の居宅まで及び利用者の居宅から理美容所までの移動、準備及び後始末をする一連の行為となります。

※理美容代は保険給付対象外

### ②介助移送サービス

対 象 者：外出の際に介助を必要とする要介護者及び要支援者で特別給付利用申請をし、特別給付利用認定証の交付を受けた人。

ただし、訪問介護における「通院等乗降介助」が利用できる場合は除きます。

給付内容：対象者が移動用車両（タクシー）を利用するとき、訪問介護員資格のあるドライバーが乗降時の介助を行います。

※運賃については保険給付対象外

### ③支給限度額の上乗せ

対 象 者：要介護1または要介護2の方で居宅サービスを利用している方

給付内容：居宅介護サービス費区分支給限度基準額に要介護1の方は880単位、要介護2の方は1,056単位を上乗せし、上乗せした単位については、訪問介護に限り利用できます。

#### ◆市特別給付の利用見込量

(単位：件/年)

	実績	見込み	計画		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問理美容サービス	179	180	184	206	231
介助移送サービス	192	576	708	871	1,071
支給限度額上乗せ	167	200	240	288	346

## 第4章 介護サービスの事業量等の見込み

### 1 介護サービスの利用見込量の推計

#### (1) 介護予防サービス・介護予防地域密着型サービス

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	実績	見込み	第7期推計値			推計値
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問介護	54,948					
介護予防訪問入浴介護	0					
介護予防訪問看護	7,659					
介護予防訪問リハビリテーション	1,473					
介護予防居宅療養管理指導	3,179					
介護予防通所介護	134,098					
介護予防通所リハビリテーション	15,580					
介護予防短期入所生活介護	1,351					
介護予防短期入所療養介護(老健)	124					
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0					
介護予防福祉用具貸与	9,889					
特定介護予防福祉用具購入費	1,643					
介護予防住宅改修	11,699					
介護予防特定施設入居者生活介護	9,453					
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0					
介護予防小規模多機能型居宅介護	534					
介護予防認知症対応型共同生活介護	1,571					
(3) 介護予防支援	37,525					
合計	290,727					

調  
整  
中

(2) 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	実績	見込み	第7期推計値			推計値
(1) 居宅サービス						
訪問介護	470,652					
訪問入浴介護	42,035					
訪問看護	116,001					
訪問リハビリテーション	28,123					
居宅療養管理指導	55,977					
通所介護	684,347					
通所リハビリテーション	255,408					
短期入所生活介護	288,483					
短期入所療養介護(老健)	48,859					
短期入所療養介護(病院等)	0					
福祉用具貸与	175,035					
特定福祉用具購入費	6,804					
住宅改修費	24,953					
特定施設入居者生活介護	199,112					
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0					
夜間対応型訪問介護	0					
認知症対応型通所介護	0					
小規模多機能型居宅介護	29,814					
認知症対応型共同生活介護	170,068					
地域密着型特定施設入居者生活介護	0					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	58,843					
看護小規模多機能型居宅介護	0					
地域密着型通所介護	315,786					
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	1,077,887					
介護老人保健施設	698,556					
介護医療院						
介護療養型医療施設	184,014					
(4) 居宅介護支援	302,999					
合計	5,233,757					

調  
整  
中

## 第5章 地域支援事業の事業量等の見込み

### 1 地域支援事業の編成

---

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、介護サービス事業者以外にも、NPO、民間企業、ボランティア団体など住民主体の多様なサービスの充実を図るとともに、地域における互助の再構築と高齢者の社会参加を通じた自立支援をめざすものです。

平成27年の介護保険法の改正で総合事業が位置付けられましたが、円滑な移行のために経過措置が設けられ、本市では平成29年4月に総合事業に移行しました。当初は予防給付相当の訪問型・通所型サービスのみを実施しており、本計画では住民主体の多様なサービスの提供体制を整備していきます。

#### (2) 包括的支援事業

包括的支援事業は、その中心的な担い手となる地域包括支援センターの業務に「地域ケア会議」の運営が位置付けられており、その他に「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備事業」の3事業が位置付けられています。地域包括ケアシステムの構築に向けて一層の充実を図るため、地域包括支援センターと連携し取り組んでいきます。

#### (3) 任意事業

任意事業では「介護給付費適正化事業」「家族介護支援事業」「その他事業」を第6期計画に引き続き取り組んでいきます。

## 2 地域支援事業の実施内容

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

#### ① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者の多様なニーズに対応するため、訪問型サービスと通所型サービス、生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントを実施します。

サービス種別	サービスの概要
訪問型サービス	旧介護予防訪問介護に相当するサービスと多様なサービスがあります。多様なサービスでは、緩和した基準によるサービスや住民主体による支援等があります。
通所型サービス	旧介護予防通所介護に相当するサービスと多様なサービスがあります。多様なサービスでは、緩和した基準によるサービスや住民主体による支援等があります。
生活支援サービス	要支援者等の地域における自立した日常生活の支援のためのサービスで、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があり、栄養改善を目的とした配食や住民ボランティア等が行う見守り等があります。
介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、本人が自立した生活を送れるようケアプランを作成します。

#### 【取組】

訪問型サービスの緩和した基準によるサービスの担い手を確保するため、「鎌ヶ谷市認定ヘルパー養成研修」を継続して開催し、研修修了者の活動の場を確保していきます。その他に、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスの充実に向けて検討していきます。

## 【第2部 各論】

### ② 一般介護予防事業

一般介護予防事業はすべての高齢者を対象として、高齢者個人の自立を支援し、生きがいや役割をもって生活できる地域の構築をめざします。

事業名	基本方針	取組
介護予防把握事業	閉じこもり等の何らかの支援を必要とする人を把握し、介護予防の活動につなげます。	民生委員や地域包括支援センターを通じ、地域の高齢者の情報を把握します。
介護予防普及啓発事業	介護予防に関する知識の普及啓発や介護予防教室を開催し、介護予防を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットの配布</li> <li>・元気アップ講座、柔体操、ちよ筋教室を開催しています。</li> </ul>
地域介護予防活動支援事業	地域の介護予防活動の支援を行い、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような取り組みを推進します。	介護予防ボランティアの人材育成を行っています。
一般介護予防評価事業	一般介護予防事業の評価を行います。	一般介護予防事業参加者を対象に、事業の効果など評価を行っています。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域の介護予防活動の場の機能強化のため、リハビリテーション専門職を活かした自立支援に資する取り組みを推進します。	リハビリテーション専門職の地域での活動について、検討していきます。

## (2) 包括的支援事業

### ① 地域包括支援センターの運営

市内の3か所に地域包括支援センターを設置し、「介護予防ケアマネジメント」「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」「地域ケア会議の運営」を行います。高齢者人口の増加や多岐に渡る相談内容に対応していくため、人員体制の充実に努め体制の強化を図ります。

### ② 在宅医療・介護連携の推進

本市では、鎌ケ谷市医師会等の関係機関と連携し、在宅医療・介護連携を推進しており、平成29年度には鎌ケ谷市医師会に在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置しました。今後も在宅医療の推進を図り、介護関係者との連携体制の構築を推進します。

### ③ 認知症施策の推進

認知症になっても安心して生活が続けられるよう、認知症サポーター養成講座をはじめとする、認知症の普及啓発を継続していきます。また、早期診断・早期対応ができる体制の構築を推進します。

### ④ 生活支援サービスの体制整備

生活支援体制整備事業は、総合事業を効果的、効率的に実施するための取組なので、総合事業と連携しながら進めることが重要です。市町村単位と日常生活圏域単位に生活支援コーディネーターを設置し、地域のニーズに沿ったサービスの展開をめざした体制の整備を行います。

## 【第2部 各論】

### (3) 任意事業

#### ① 介護給付費適正化事業

- ア 要介護認定の適正化
- イ 医療情報との突合・縦覧点検
- ウ 介護給付費通知

#### ② 家族介護支援事業

- ア 介護用品（紙おむつ、ドライシャンプー等）の支給  
要介護者を介護している家族に対して介護用品を支給し、経済的負担の軽減を図り、継続しやすい在宅介護の環境を整えます。
- イ 家族介護慰労金の支給  
要介護者を介護している家族に対し介護慰労金を支給し、身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

#### ③ その他の事業

- ア 成年後見制度利用支援制度  
成年後見市長申立てによる被後見人のうち、後見人へ報酬が払えない人に助成します。
- イ 住宅改修理由書作成補助事業  
ケアマネジャーが決まっていない要支援・要介護者の住宅改修について、生活相談指導事業で作業療法士を派遣し、理由書の作成を行います。
- ウ 介護相談員派遣事業  
介護相談員を地域に派遣し、介護サービス等を上手く利用することができるよう、また、地域で自立した生活が送れるよう支援します。



### 3 地域支援事業の事業量・事業費の見込み

#### (1) 地域支援事業の事業量の見込み

##### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

地域支援事業の柱となる事業として、第6期計画から導入された「介護予防・日常生活支援総合事業」については、地域に根ざした介護予防や高齢者の生活支援につながる事業として引き続き実施します。今後は、適切な利用や事業者等の参入を促進しつつ、事業の充実に努めます。

##### ア 介護予防・生活支援サービス事業

###### (ア) 訪問型サービス

訪問型サービスは、これまでの介護予防訪問介護に相当するもの（訪問介護員等によるサービス）と、緩和した基準によるサービスからなります。

これまでの訪問介護相当のものについては、訪問介護員等による短時間の生活援助といったサービス内容も想定されます。

緩和した基準によるサービスについては、生活支援サービスに限り、既存の介護事業所やNPO法人などにより、短時間又は安価な費用でサービスを提供します。

今後、要支援者の増加が予想されることから利用の増加を見込みます。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
実績	—	—	1,937

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	2,796	2,936	3,083

###### (イ) 通所型サービス

通所型サービスは、これまでの介護予防通所介護に相当するもの（通所介護事業者の従事者によるサービス）と、緩和した基準によるサービスからなります。

これまでの通所介護相当のものについては、サービス内容や想定される状態の違い等に対応して、生活機能向上型のサービス内容のものとそれ以外のものの2つの種類が想定されます。

緩和した基準によるサービスについては、既存の介護事業所やNPO法人などにより、短時間又は安価な費用でサービスを提供していきます。今後、要支援者の増加が予想されることから利用の増加を見込みます。

**【第2部 各論】**

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
実績	—	—	2,995

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	4,236	4,447	4,669

イ 一般介護予防事業

【 柔体操 】

柔体操は膝関節や腰に痛みがある人を対象に、関節の痛みを和らげる体操の理解や支援を行うことを目的としています。

実施場所となる整骨院及び接骨院は徒歩30分以内で通えるような生活圏内（中学校区域）にあり、住み慣れた地域の中で身体機能が低下する前の対処や見守り機能という役割を持つため、開催場所を増やしていきます。

開催場所の増加に伴い柔体操の参加者の増加を見込みます。

（単位：人／年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
実績	0	0	106

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	116	126	136

【 ちょ筋教室 】

器具を使わず、自宅で行うことのできる運動と専門職の講義によって身体機能の向上と生活習慣の改善を目的としています。

高齢者の増加に伴いちょ筋教室の参加者は増加するものと見込みます。

（単位：人／年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込み）
実績	39	27	35

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	42	52	52

## 【第2部 各論】

### ② 包括的支援事業

#### ア 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターを市内に3か所設置しています。業務量の増加等に伴う人員体制の見直しを行ったことから第7期計画においては、既存の設置数で対応していきます。

(単位：箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
実績	3	3	3

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	3	3	3

#### イ 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携を支援するため相談窓口を設置しています。活動実績などから第7期計画においては、既存の相談窓口で対応していきます。

(単位：箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
実績	0	0	1

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	1	1	1

#### ウ 認知症施策の推進

認知症初期集中支援チームの設置数は、対象者一人に関わる期間を短期に限定していることから現状維持とします。

### 【 認知症初期集中支援チーム 】

(単位：チーム)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
実績	0	0	1

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	1	1	1

認知症地域支援推進員は、認知症が増加傾向にあることから、増員を見込みます。

【 認知症地域支援推進員 】

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
実績	4	5	8

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	8	9	9

エ 生活支援サービスの体制整備

生活支援体制整備の取り組みとして、地域の情報共有、連携の場となる協議体を市及び日常生活圏域に設置します。第7期計画において日常生活圏域すべてに設置することを見込みます。

(単位：地域)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
市町村単位	実績	0	1	1
日常生活圏域	実績	0	0	0

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
市町村単位	第7期計画の目標	1	1	1
日常生活圏域	第7期計画の目標	2	4	6

③ 任意事業

要介護高齢者の在宅生活を支援するため、家族介護用品（紙おむつ、ドライシャンプー等）を支給しています。実績を踏まえ、増加を見込みます。

(単位：人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
実績	115	136	140

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の目標	155	171	189

【第2部 各論】

(2) 地域支援事業の事業費の見込み

地域支援事業の事業量の見込みを基に算出した事業費は次のとおりです。

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	実績	見込み	第7期推計値			推計値
①介護予防・日常生活支援総合事業						
介護予防訪問介護相当	0					
介護予防通所介護相当	0					
多様なサービス		0				
その他の生活支援サービス						
介護予防ケアマネジメント	0					
一般介護予防事業	5,997					
②包括的支援事業						
地域包括支援センター運営事業	90,101					
在宅医療・介護連携推進事業	0					
認知症総合支援事業	1,566					
生活支援体制整備事業	0					
③任意事業						
介護給付費等適正化事業	90					
家族介護支援事業	605					
その他の事業	6,917					
合計	105,276					

調  
整  
中

## 第6章 介護保険事業の規模と保険料

### 1 介護保険事業にかかる総費用の見込み

#### (1) 介護保険事業にかかる総費用の見込み

介護サービス種類ごとの見込量をもとに費用を算出した結果、本計画期間における総給付費等の見込額は次のとおりです。

◆保険給付費等の見込額

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	第7期			
総給付費	調整中			
居宅サービス				
施設サービス				
地域密着型サービス				
地域支援事業費				
合計				

#### (2) 第1号被保険者の負担割合

保険給付費、地域支援事業の費用のうち、65歳以上の被保険者が負担する割合（第1号被保険者保険料）は23%となります。

このため、第1号被保険者保険料は、3年間に必要な保険給付費等から負担割合の23%を乗じて保険料収納必要額を求め、これを第1号被保険者数で除して算出します。

また、国が負担する25%のうち5%は、市町村間の後期高齢者の比率や所得水準の格差是正のため交付される調整交付金を含んでいます（下表※）。

◆保険給付費と地域支援事業の費用負担割合

		国	県	市	第1号 保険料	第2号 保険料
保 險 給 付 費	居宅サービス	25%※	12.5%	12.5%	23%	27%
	施設サービス	20%※	17.5%	12.5%	23%	27%
地 域 支 援 事 業	介護予防事業	25%	12.5%	12.5%	23%	27%
	包括的支援事業	38.5%	19.25%	19.25%	23%	

第2号保険料は、40歳以上64歳以下の方が負担する保険料で、各医療保険者が健康保険料に上乗せして徴収しています。

## 2 保険料の設定

第7期（平成30年度～32年度）における65歳以上の方の介護保険料は、以下の考え方により設定しています。

### （1）保険料基準額の改定

保険料基準額を現行の58,680円（月額4,890円）から 円（月額 円）に改定します。なお、保険料設定に際しては、第6期までの保険料剰余金を積み立てている介護保険財政調整基金を取り崩して第7期保険料の財源に充当し、保険料上昇を抑えます。

### （2）保険料段階の設定

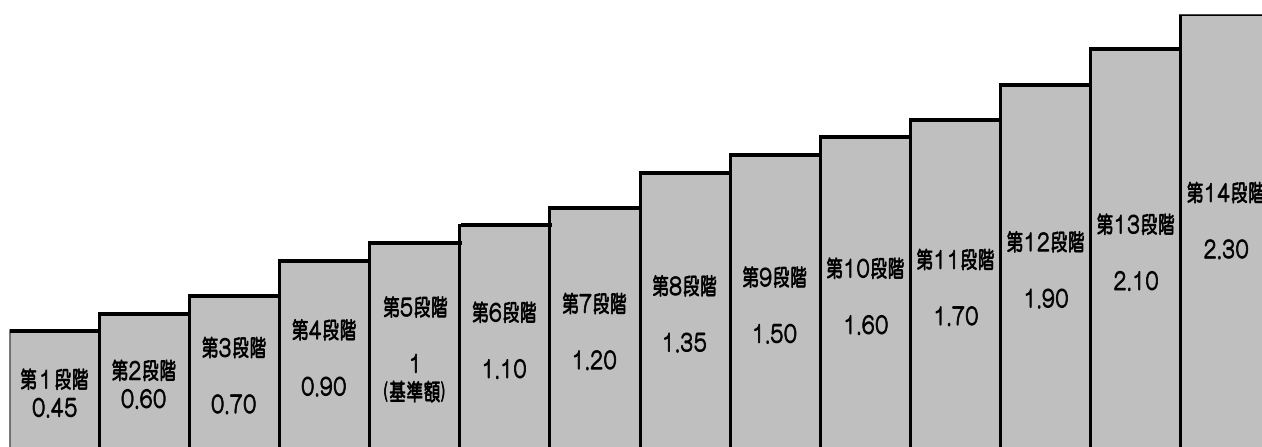
保険料段階は、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料負担段階の設定を行った現行の14段階制を継続します。

### （3）低所得者対策

第6期から引き続き、第1段階から第3段階の基準額に対する割合を、国が示す標準の割合から引き下げます。

- ・ 第1段階の基準額に対する割合を標準の0.5から0.45に引き下げます。
- ・ 第2段階の基準額に対する割合を標準の0.75から0.6に引き下げます。
- ・ 第3段階の基準額に対する割合を標準の0.75から0.7に引き下げます。

#### ◆第7期における保険料設定のイメージ





◆所得段階別保険料

区分	対象者	基準額に 対する割合	保険料額 (年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	×0.45	円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の者	×0.60	円
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える者	×0.70	円
第4段階	本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者（同居の者が市民税課税）	×0.90	円
第5段階	本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える者（同居の者が市民税課税）	基準額	円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の者	×1.10	円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	×1.20	円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	×1.35	円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	×1.50	円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の者	×1.60	円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の者	×1.70	円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	×1.90	円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者	×2.10	円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の者	×2.30	円

調

整

中

【第2部 各論】

◆所得段階別被保険者数の見込み

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
	第 7 期			
第 1 段階	4,603	4,667	4,730	4,754
第 2 段階	1,606	1,628	1,650	1,659
第 3 段階	1,457	1,477	1,497	1,504
第 4 段階	5,609	5,687	5,763	5,794
第 5 段階	3,927	3,981	4,036	4,057
第 6 段階	4,228	4,286	4,345	4,367
第 7 段階	4,295	4,355	4,415	4,437
第 8 段階	2,374	2,407	2,440	2,453
第 9 段階	1,118	1,134	1,150	1,156
第 10 段階	470	477	484	486
第 11 段階	234	238	241	242
第 12 段階	205	207	210	211
第 13 段階	134	136	138	138
第 14 段階	300	304	308	310
合計	30,560	30,984	31,407	31,568

## 第7章 介護保険事業の適正な運営

### 1 保険者機能の強化

介護が必要になっても、地域で安心して暮らすことができるよう、介護保険サービスの量と質の確保に努めるとともに、介護保険制度を適正に運営していきます。

#### (1) 被保険者に対する情報提供の充実

介護保険制度の円滑な運営のため、制度の趣旨や仕組み及びサービス等について広報・ホームページ等で周知に努めます。

#### (2) 介護給付の適正化

介護認定を受けた被保険者が自立した、日常生活を営むことができるようにするために、サービスが過不足なく適正に提供されるよう、次の事項を重点目標と定め適正化を推進します。

##### ア 要介護認定の適正化

指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査の結果について、保険者による点検を実施します。

##### イ 医療情報との突合・縦覧点検

・医療情報との突合……医療保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の確認を行います。

・縦覧点検……複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。

##### ウ 介護給付費通知

事業所への牽制効果が考えられるため、利用者本人（家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知します。

#### (3) サービス面での関与

地域密着型サービス事業所に対して、指導・監督を行います。また、県の事業者指定については、介護保険事業計画との調整を図るため県に対して事業者指定にあたっての意見書を提出します。

## 2 介護サービスの質の向上

---

利用者が介護サービスを適切に選択できるよう、介護サービス事業者に関する情報提供を行います。また、介護サービス事業者の育成にも努めます。

### （1）介護サービス事業者間の連携強化

「介護サービス事業者連絡協議会」を引き続き開催し、介護サービス事業者が主体となった連携を支援します。

### （2）サービス事業者等の育成・指導

介護支援専門員や訪問介護員などの研修を実施します。

### （3）介護支援専門員協議会に対する支援

介護支援専門員に対する「資質向上」「知識・技術の向上」等をめざし、研修会などの開催や情報提供について活動支援を行います。

### （4）地域密着型介護サービス事業者の指定の更新

地域密着型サービス事業者や施設について、指定の更新制を導入し、指定・更新時の要件を厳格化します。

### 3 事業評価の仕組み

---

保険者である市は、国の基本指針により、介護保険事業計画の実施状況を点検する必要があります。本市では、「鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会」において平成12年度以降高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実施状況の検証を行っています。

### 4 低所得者への配慮

---

介護保険では、保険料負担、介護サービスを利用する際の利用者負担が伴いますが、所得の低い人に過重とならないよう対策を講じています。

#### (1) 保険料の低所得者対策

低所得者に対し、第6期から引き続き以下の対策を講じています。

##### ア 第1段階の引き下げ

第1段階の保険料の乗率を標準の0.5から0.45に引き下げます（第6期から継続）。

##### イ 第2段階の引き下げ

第2段階の保険料の乗率を標準の0.75から0.6に引き下げます（第6期から継続）。

##### ウ 第3段階の引き下げ

第3段階の保険料の乗率を標準の0.75から0.7に引き下げます（第6期から継続）。

##### エ 介護保険料の減免

鎌ヶ谷市介護保険条例第17条に基づき災害などの特別の事情で保険料が納められない方や生活に困窮している方に対し鎌ヶ谷市介護保険料減免事務取扱要領に基づき減免します。

#### (2) 介護保険利用者負担の軽減

経済的理由で介護保険サービスが制限されないよう、低所得者に対し利用者負担の軽減などの適正な対策を講じています。

##### ア 施設等における居住費・食費の自己負担に対する補足給付

##### イ 生計が困難である者が社会福祉法人等の提供する介護保険サービスを利用した場合の負担軽減

## 5 相談・苦情体制の整備

---

介護保険制度の有効な利用と適切なサービス提供、利用者の権利擁護のためには、相談及び苦情解決のための総合的な窓口があることが求められます。

### (1) 相談体制の充実

市は、サービス利用者の一番身近な相談窓口としての対応をはじめ、認知症相談員や介護認定調査員などが訪問の際に相談や苦情に対し、適切かつ迅速な対応を図っています。

また、地域包括支援センターにおいても、保健・医療・福祉に関する地域における総合的な相談窓口として適切に対応していき、相談体制の強化を図ります。

更に、利用者と介護サービス提供事業所との橋渡しを行う介護相談員による「介護相談員派遣事業」も引き続き実施し、活動を通して利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、事業所における介護サービスの質的な向上の充実を図っていきます。

### (2) 苦情等解決体制の充実

市や地域包括支援センターにおいては、介護保険サービスに関わる相談や苦情を受ける身近な窓口として苦情の速やかな解決のための居宅介護支援事業者等との連携に努めます。

介護サービス利用者からの苦情に対し、迅速かつ円滑に対応できるよう、千葉県国民健康保険団体連合会との連携を強化し、苦情解決体制の充実に努めます。

また、要介護認定または保険料に関する千葉県介護保険審査会への不服申立てについては、千葉県と連携して対応します。



